

# 第1章 七尾港三室地区の概況

## 第1節 七尾港三室地区の範囲

### 第1 指定状況

#### (1) 政令指定

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（平成17年7月13日政令第238号）

〔七尾港三室地区〕

石川県七尾市三室町及び鶴浦町の区域のうち主務大臣の定める区域

#### (2) 区域を定める告示

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令別表に規定する主務大臣の定める区域を定める告示（平成19年11月30日総務省、経済産業省告示第1号）

〔七尾港三室地区〕

石川県七尾市三室町164、150-29番2、30番1及び31番、151-1番2、4番1、15番、25番1、25番8、26番1、26番2、27番1、27番2、28番3、30番4から30番6まで、31番2、32番2、32番5、33番1、34番4、35番1、35番2、37番1、37番3、38番から42番まで、44番1及び46番、152-1番1、1番2、4番6、7番1、8番1、8番2、14番、15番、19番、26番2及び37番3、153-2番1及び2番5、165-1番、166-1番1から1番3まで及び14番1、167-2番、3番、6番、7番、8番1、8番2、9番、10番、12番1、12番2及び13番2、タ5番2、11番から13番まで、19番1、20番1、21番1から21番8まで、29番1、55番1、55番3及び71番1、は77番及び78番並びにレ4番2、8番、9番1から9番3まで、10番2、10番3及び13番並びに鶴浦町1-1番1及び1番5並びにニ61番2及び61番3の区域

### 第2 指定面積

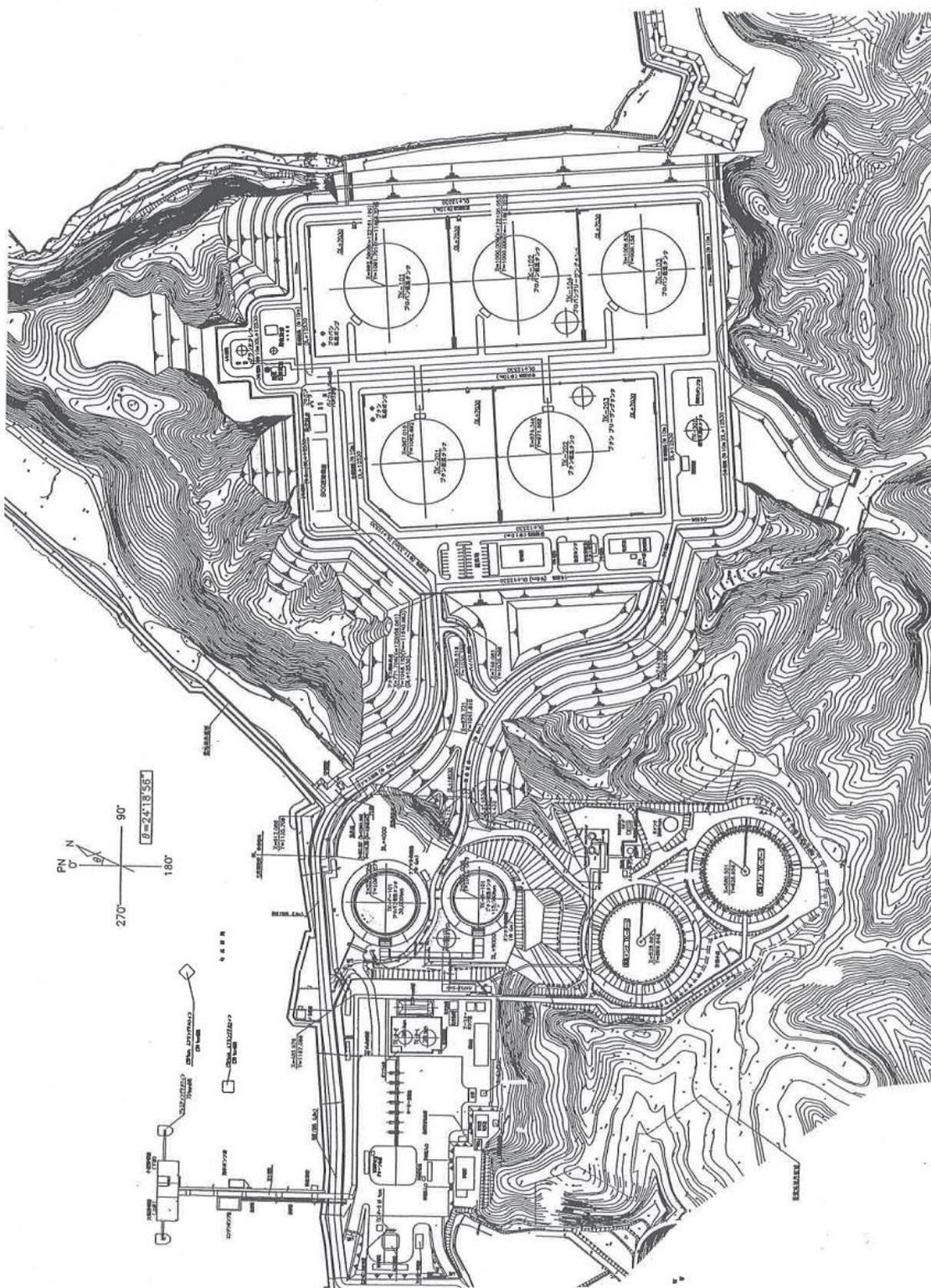
372,039.68㎡

### 第3 指定区域の用地区分

指定区域の用地区分は次のとおりである。

区 分	面積（㎡）	備考
民間事業エリア	93,468.23	
国家備蓄エリア	278,571.45	
合 計	372,039.68	

七尾港三室地区特別防災区域図



## 第2節 七尾港三室地区の立地環境

### 第1 地理的条件

七尾港は、石川県の北東部に位置し古くは香島津と称し、能登島を自然の防波堤として古くから栄えた港湾である。応永5年(1398)に能登の守護職となった畠山氏は、七尾に居城を築き奥州、佐渡、越後をはじめ遠く中国大陸とも通商していた。このため、七尾港は、当時の七尾商人の明国への輸出の中心地となっていた。

また、江戸時代には、加賀藩がイギリス船を購入し、港内で軍艦所を設けた(1862)ことに伴い大型船舶が常時出入りし七尾周辺は、隆盛をきわめたといわれている。

明治32年7月には、勅令による開港場としての指定を受け、ウラジオ定期航路の寄港地となった。その後、明治37年には、七尾線を延長して臨港線が敷設、名実ともに海路と陸路を結合するに至った。明治末期より大正にかけて築港が進められ、ほぼ近代的な七尾港の姿へと変貌したのは、大正8年頃である。その後、一時、ロシアとの貿易が途絶えたが、七尾港大改修計画が立てられ、大正15年にはウラジオ航路が再開された。

戦後、昭和22年8月指定貿易港としての認可があり、昭和26年重要港湾の指定、昭和27年港内の浮流機雷を一掃し、七尾港安全宣言が行われた。

昭和30年代から北洋材の輸入が活発化し、矢田新地区では同38年に矢田新第2埠頭が水深-9mに改良され、1万トン級の貨物船が接岸できる岸壁が完成した。また大田地区では同62年までに新たに1万5千トン級の貨物船対応の-10m岸壁及び埠頭が整備され、さらに平成19年には多目的国際ターミナル(-13m岸壁及び埠頭)の整備が一部完成し、暫定水深(-10m)で供用され、平成24年には暫定水深(-11m)(大田3号岸壁)となった。

昭和47年には、七尾港の新たなエネルギー基地として先駆けとなるLPガス配分基地が三室地区に立地し、水深-14mの航路と6万トン級タンカーが接岸できる栈橋が完成した。

昭和50年代より北陸電力株式会社が大田地区において火力発電所の立地を決め、大型の石炭運搬船を入港させるため、昭和63年に水深-14m~-15mの外内航路、平成5年には6万トン級のけい留栈橋の整備がなされた後に、平成7年に石炭を燃料とする1号機(50万kw)を、平成10年には2号機(70万kw)の稼働を開始した。

また、県・市が三室・鶴浦地区で誘致を進めていた七尾国家石油ガス備蓄基地の建設が平成10年に決定し、平成17年から操業を開始するなど、エネルギー基地としての機能の充実が順調に進んでいる。

また、近年のクルーズ志向の高まりにより、豪華客船の入港の増加や湾内クルーズ船が就航することなど、能登地域における「海の玄関口」として、交流機能の充実も期待されている。

### 第2 七尾港港湾計画

七尾港は、昭和26年1月に重要港湾に指定され、昭和47年10月に策定された港湾計画に基づき港湾施設の整備に着手した。

その後、経済社会情勢の変化に対応し、昭和57年8月、平成2年11月、平成12年11月と港湾計画を改訂して、順次港湾施設の整備や港湾機能の拡充を図っている。

#### (1) 七尾港土地利用計画

七尾港における今後の土地造成及び土地利用計画は、表1のとおりである。  
 また、特別防災区域として指定された三室地区の面積は、約37haである。

表1 土地造成及び土地利用計画 (単位：ha)

地区	用途	ふ頭用地	港湾関連用地	交流拠点用地	工業用地	交通機能用地	危険施設物取扱	緑地	都市機能用地	レクリエーション施設用地	廃棄物処理用地	合計
鹿渡島地区		1										1
三室地区		1					36					36
赤崎地区					51	1					25	78
大田地区		36	3		38	5		2			21	104
矢田新地区		7	4	4	18	5	4	7	1			50
府中地区		1	1	1		1		3				5
寿町地区		1			7	1		1				8
小島地区		1			5							5
津向地区		1			17	1						18
須曾西地区		1										1
須曾東地区		1	1									1
佐波地区		1										1
久美地区								5				5
二穴地区		1										1
日出ヶ島地区		1										1
合計		47	7	5	136	13	40	17	1		46	312

(出典) 七尾港港湾計画書 (平成12年11月)

(注) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

## (2) 係留施設別利用計画

七尾港の係留施設別利用計画は、表2のとおりである。

また、三室地区での係留施設としては、-15m専用栈橋(345m)が整備されている。

表 2 係留施設利用計画

地区	岸壁名称	水深 (m)	施設 数	延長 (m)	取扱貨物量 (千トン)					取扱品目
					外貿		内貿		合計	
					出	入	出	入		
大田地区	大田物資別 専門ふ頭岸壁	-10.0	1	185		181			181	原木
	大田2号岸壁	-10.0	1	185	1	129		75	205	原木、石灰石、砂利、砂、 石材等、輸送機械
	大田3号岸壁	-13.0	1	260		365			365	原木、化学肥料
	大田けい船杭	-10.0	1	200		80	1		81	原木
	万行物揚場	-4.0	1	120			10	10	20	砂利、砂、石材等、 その他窯製品
矢田 新地区	矢田新 物揚場	-4.0	1	150				6	6	水産品
	第二ふ頭東側 栈橋	-9.0	1	165		1	3	9	13	化学肥料、その他食品、 その他農産品
	万行物揚場	-4.0	2	200			36		36	砂利、砂、石材等
須 曾 地区	須曾東 物揚場	-4.0	1	80			2	12	14	砂利、砂、石材等
合計			-	-	1	756	52	112	921	

(注1) 外貿は、調査港湾と外国の港との間で、直接出入りのあった貨物を、内貿は、調査港湾と国内の港との間で、直接出入りのあった貨物を指す。

(注2) 大田地区の-13m岸壁は平成24年9月に-11mで暫定供用

### 第3 気象条件等

#### (1) 気 温 (七尾地域気象観測所)

月別の平均気温、最高気温(日最高気温の月平均)及び最低気温(日最低気温の月平均)の平年値(1991-2020年)については、表3-1のとおりである。

表3-1 月別気温

月別 区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
平均気温(°C)	2.7	3.0	5.9	11.1	16.3	20.4	24.5	26.0	22.0	16.2	10.5	5.4	13.7
最高気温(°C)	6.0	6.8	10.6	16.3	21.6	24.9	28.8	30.6	26.3	20.7	14.8	9.0	18.0
最低気温(°C)	-0.3	-0.6	1.5	6.2	11.6	16.7	21.3	22.5	18.4	12.2	6.5	2.0	9.8

#### (2) 降水量・降水日数(日降水量1.0mm以上)(七尾地域気象観測所)

月別の降水量及び降水日数(日降水量1.0mm以上)の平年値(1991-2020年)については、表3-2及び表3-3のとおりである。

表3-2 月別降水量の平年値

月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
降水量(mm)	207.4	126.3	139.1	126.0	120.0	168.5	222.7	183.0	206.5	156.7	205.7	255.1	2,117.0

表3-3 月別降水日数の平年値

月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
降水日数(日)	23.0	18.1	16.3	12.3	10.4	10.7	12.5	10.0	12.2	13.3	17.2	22.9	179.0

#### (3) 積 雪 (七尾地域気象観測所)

月別の最深積雪(積雪の深さの月最大値)の平年値(1991-2020年)については、表3-4のとおりである。

過去の最深積雪(積雪の深さの月最大値)は昭和38年(1963年)1月27日の134cmである。

表3-4 最深積雪(積雪の深さの月最大値)の平年値

月別	1月	2月	3月	11月	12月
積雪(cm)	26	21	5	0	10

#### (4) 風向及び風速

七尾港における風向及び風速について、平成 23 年～平成 27 年までの観測記録を整理した結果は、以下のとおりである。

なお、観測所位置図を図 3-1 に示す。また、風向風速図を図 3-2 に示す。

##### ア 卓越風向（5 年間整理）

出現頻度の最も多い風向は、通年で SW 方向が卓越している。

##### イ 強風（10m/sec 以上）（5 年間整理）

NE が卓越している。

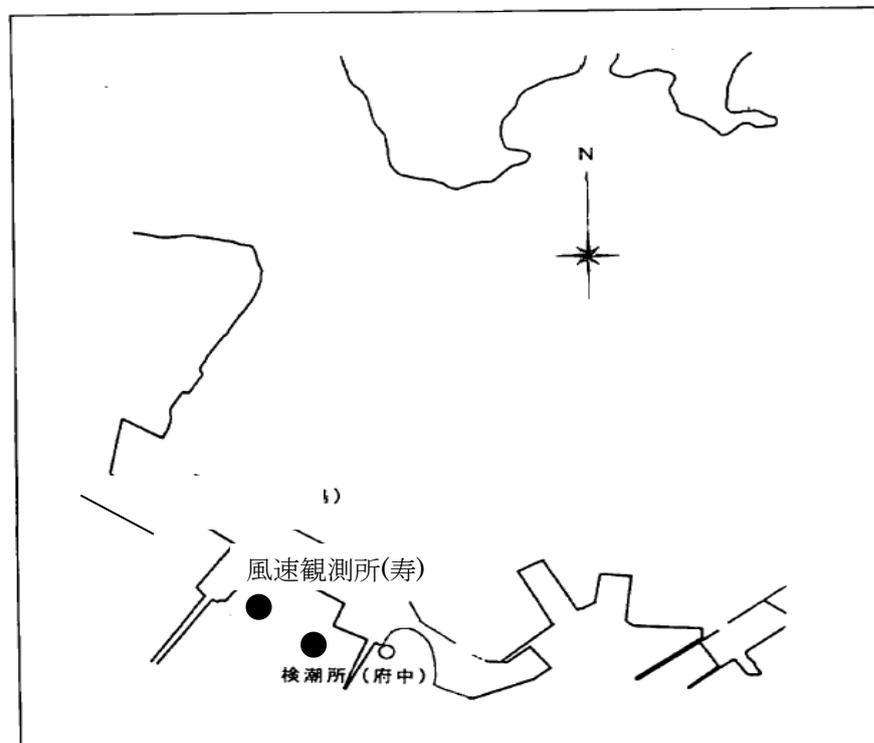
##### ウ 最大風速

既往最大風速を表 3-5 に示す。これによれば 2004 年（平成 16 年）10 月 20 日に 22.1m/sec 最高を示している。

##### エ 月別強風発生要因

12 月～1 月は冬季の季節風、3 月～5 月は日本海で発生した低気圧、6、7 月は北上した梅雨前線及びその線上に生じた低気圧、8、9 月は台風、10、11 月は日本海を通過する低気圧に分類することができる。

図 3-1 七尾港風速観測所位置図



(注) 昭和61年9月より、風観測所は、大田地区より小島地区に移設した。

表 3-5 年別最大風速

発生年月日			風向	風速	備考	
年	月	日		(m/s)		
昭和	56	2	24	W	16.9	
	57	8	2	SSW	19.8	
	58	1	19	WSW	18.6	
	59	4	5	WSW	15.4	
	60	11	28	SW	15.9	
	61	12	15	NNE	14.8	
	62	3	25	WSW	15.5	
	63	4	7	NE	18.0	
平成	元	8	27	ENE	13.8	
	2	11	30	NNE	17.7	
	3	9	28	SW	21.5	
	4	4	30	ENE	14.8	
	5	9	4	SW	16.6	
	6	9	30	NE	15.0	
	7	3	25	N	14.0	
	8	3	15	NE	13.1	
	9	6	28	NE	18.8	
	10	9	22	NE	19.8	
	11	5	25	WSW	12.1	
	12	11	15	NE	11.6	
	13	1	26	E	12.8	
	14	1	27	E	14.1	
	15	9	22	NE	15.1	
	16	10	20	NE	22.1	
	17	2	23	W	12.9	
	18	10	6	ENE	16.0	
	19	7	15	ENE	14.1	
	20	3	20	ENE	13.7	
	21	10	8	NE	21.5	台風18号
	22	3	9	NE	13.5	
	23	5	29	NE	17.2	温帯低気圧東進
	24	6	19	NE	13.9	台風4号
	25	10	9	SW	13.0	
	26	10	13	NE	15.8	台風19号
	27	9	9	NE	17.6	台風18号

(北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所 七尾港出張所観測)

(注) 1 1985年と1986年は、観測所が異なる。

2 1986年9月30日より、大田地区より小島地区に観測所を移設した。

3 1998年1月23日より、寿地区(現七尾事務所構内)に観測所を移設した。

表 3-6 風向風速別出現頻度表 (通年)

(平成 23 年 1 月～平成 27 年 12 月、24 回/1 日)

観測所名: 七尾港寿地区

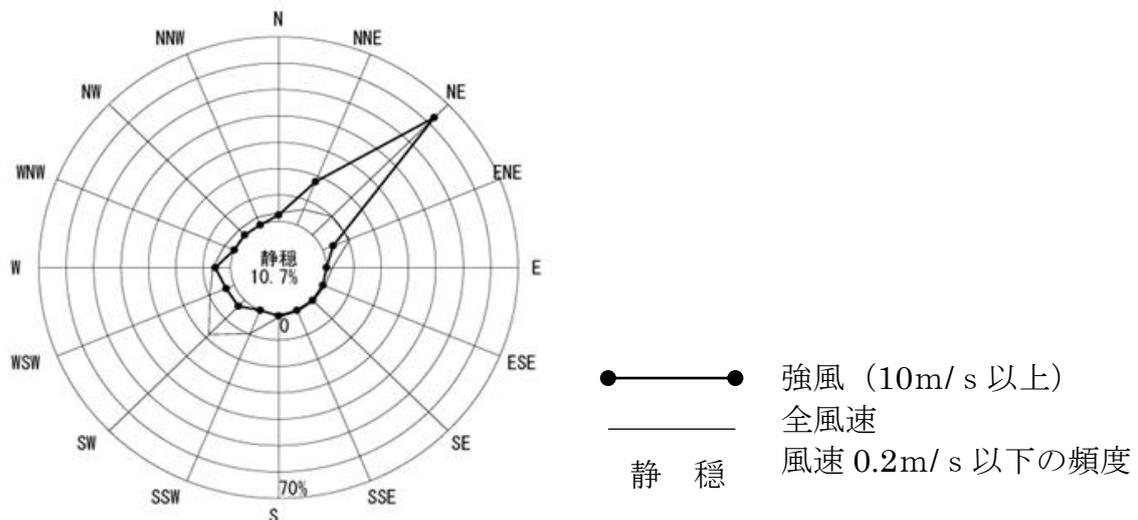
地上高: +10.87m 基準面高: +12.73m

単位:m/s

風速 風向	0.5 以下	0.6 ～ 4.9	5.0 ～ 9.9	10.0 ～ 14.9	15.0 ～ 19.9	20.0 ～ 24.9	25.0 ～ 28.9	29.0 以上	計	強風(10.0以上)		最大 風速	備考
								全風(率)		強風(率)			
N	29	1070	264	3					1366(3.2)	3(0.0)	(2.4)	10.9	
NNE	28	1854	796	22					2700(6.3)	22(0.1)	(17.7)	14.0	
NE	36	2983	1165	68	10				4262(10.0)	78(0.2)	(62.9)	17.6	
ENE	32	3486	995	5					4518(10.6)	5(0.0)	(4.0)	11.9	
E	35	900	10						945(2.2)			6.4	
ESE	23	265							288(0.7)			4.8	
SE	34	184	1						219(0.5)			5.6	
SSE	39	198	3						240(0.6)			6.7	
S	52	508	8	1					569(1.3)	1(0.0)	(0.8)	11.7	
SSW	130	3929	28						4087(9.5)			7.8	
SW	127	7095	666	4					7892(18.4)	4(0.0)	(3.2)	13.0	
WSW	88	3346	684	4					4122(9.6)	4(0.0)	(3.2)	11.0	
W	60	2273	451	7					2791(6.5)	7(0.0)	(5.6)	11.6	
WNW	56	1545	80						1681(3.9)			7.6	
NW	46	1081	73						1200(2.8)			7.5	
NNW	27	1160	179						1366(3.2)			9.7	
静穩	2249	2315							4564(10.7)			0.9	
風向欠測													
計	3091	34192	5403	114	10				42810(100.0)	124(0.3)	(100.0)		
最多風向	SSW	SW	NE	NE	NE				SW	NE			

図 3-2 風向風速図 (七尾港・寿地区)

(観測期間: 平成 23 年 1 月～平成 27 年 12 月)



(5) 波 浪

七尾港では、波浪の観測は行われていない。

(6) 潮 位

七尾港における潮位は、図 3-3 に示すとおりである。

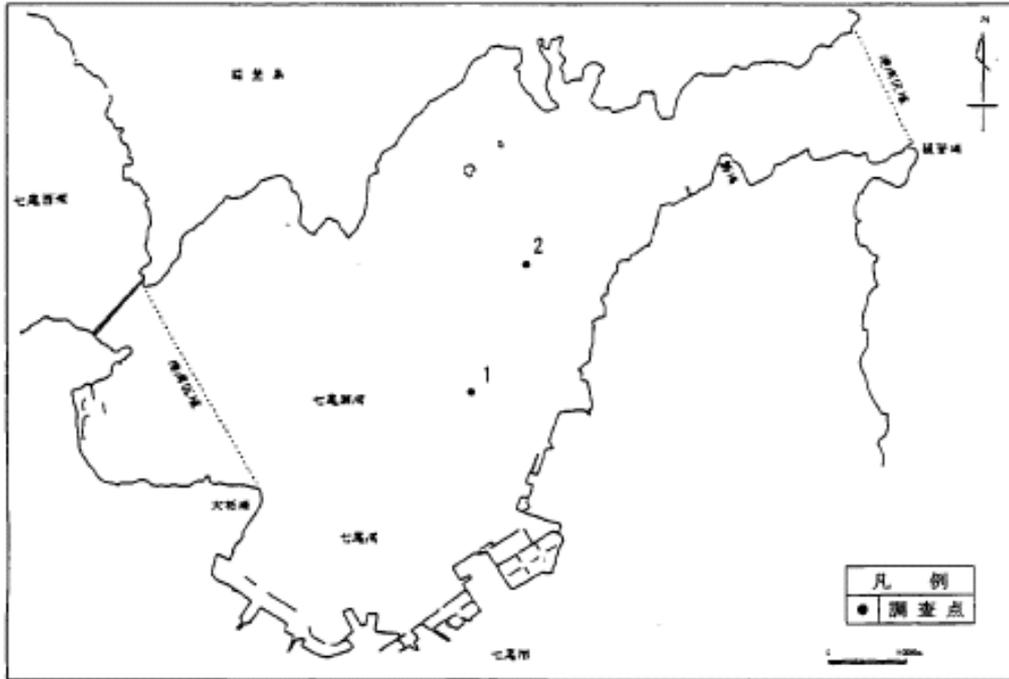
年間を通して日潮不等はほとんどなく、満潮と干潮の差は約 46cm 前後と小さい。

図 3-3 潮位図

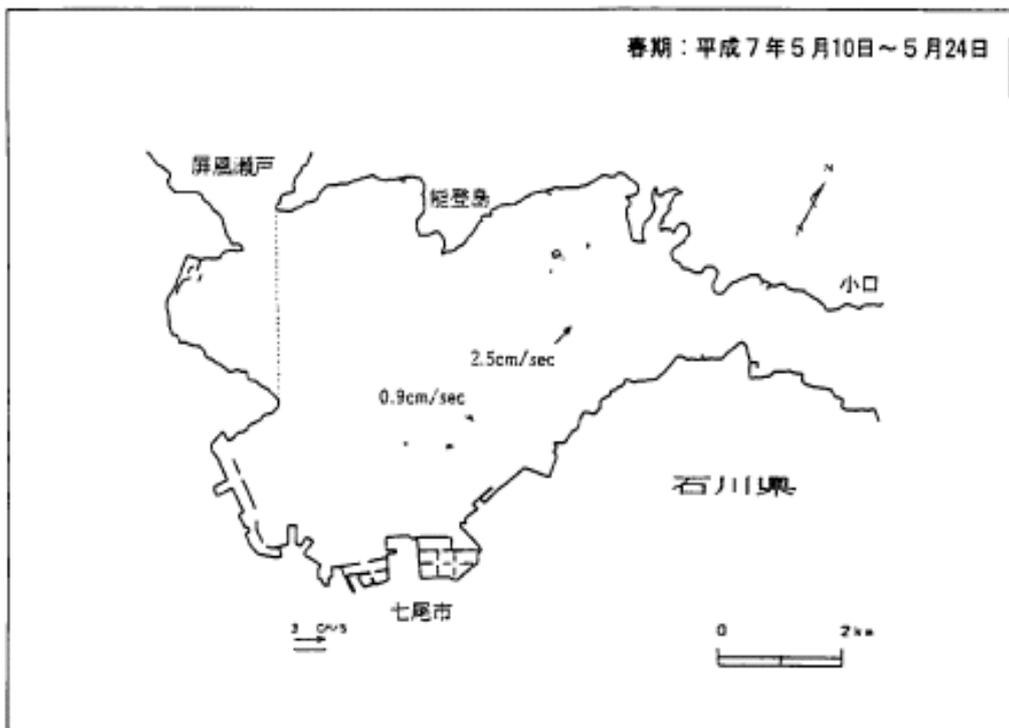


(7) 流 れ

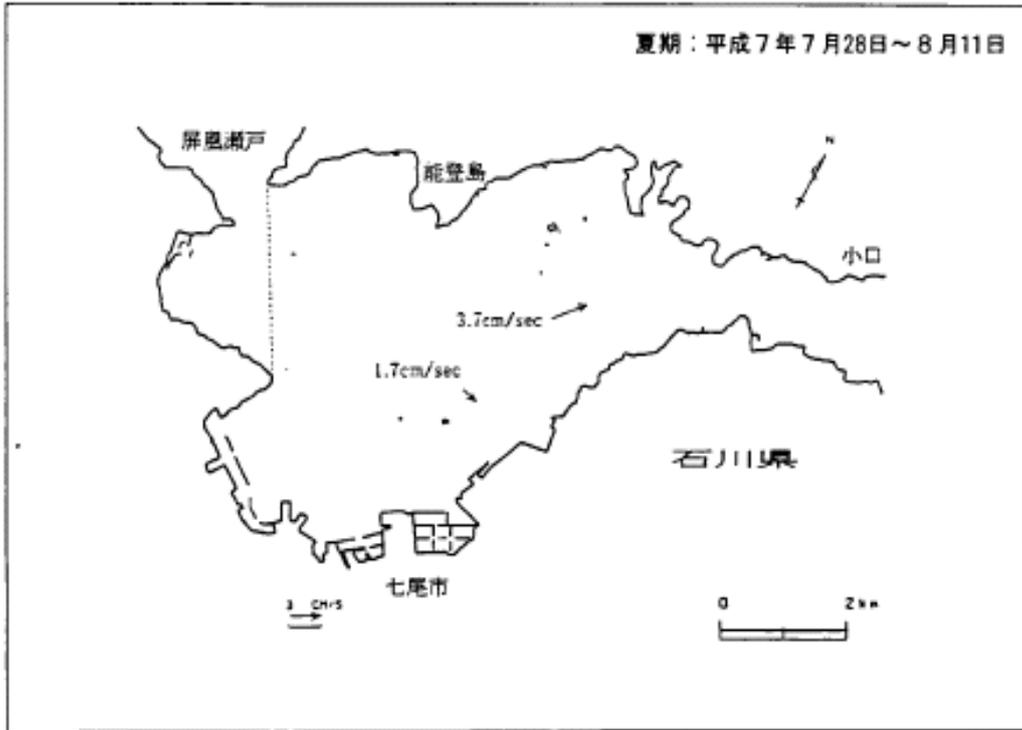
七尾湾内の潮流は、北陸電力株式会社による流況調査が実施されている。調査期間は平成7年5月から平成8年2月までであり、調査地点及び季節毎の調査結果を以下に示す。



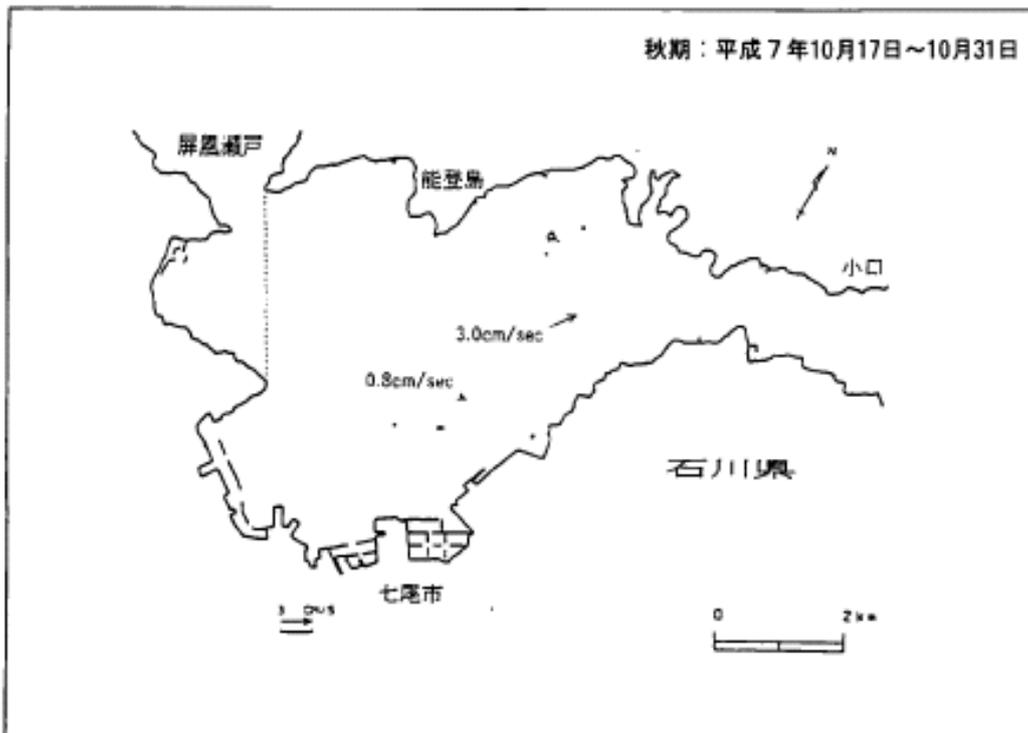
流況調査位置図



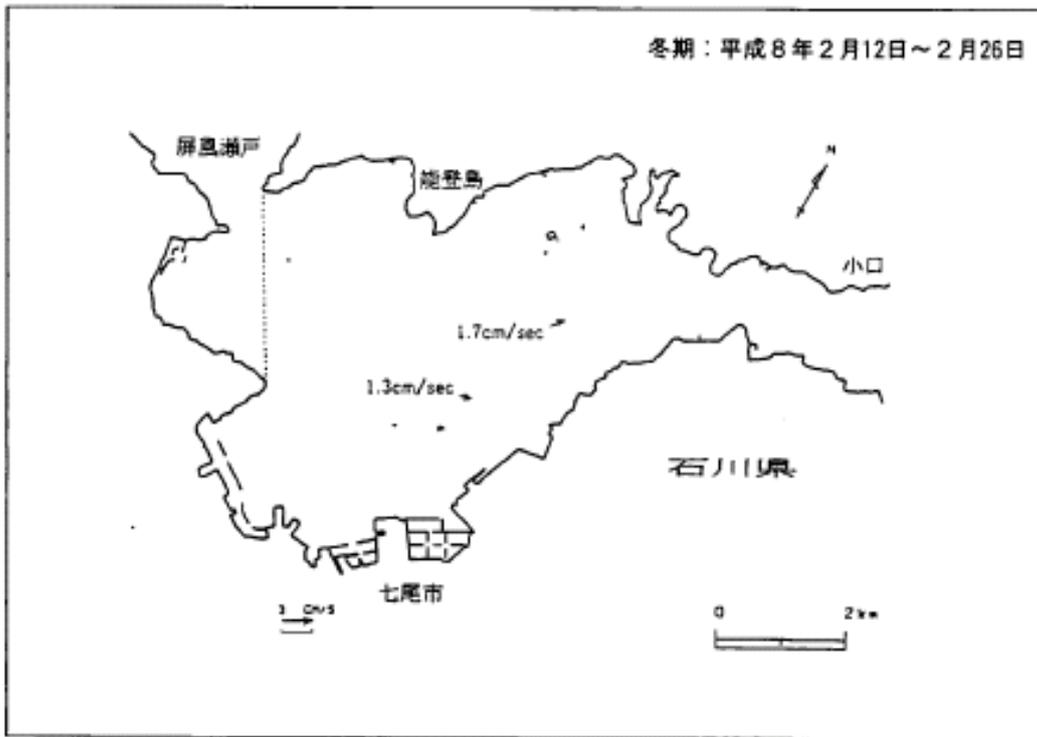
[春季] 平均流速図 (恒流)



[夏季] 平均流速図 (恒流)



[秋季] 平均流速図 (恒流)



[冬季] 平均流速図 (恒流)

資料：「七尾大田火力発電所1号機運転開始後1年 海域モニタリング調査報告書」  
(平成8年7月 北陸電力株式会社)

### 第3節 七尾港三室地区の特定事業所等の現況

#### 第1 七尾港三室地区の現況

七尾港三室地区には、第1種事業所が1事業所ある。

七尾港三室地区高圧ガス処理量等状況

(令和6年1月1日現在)

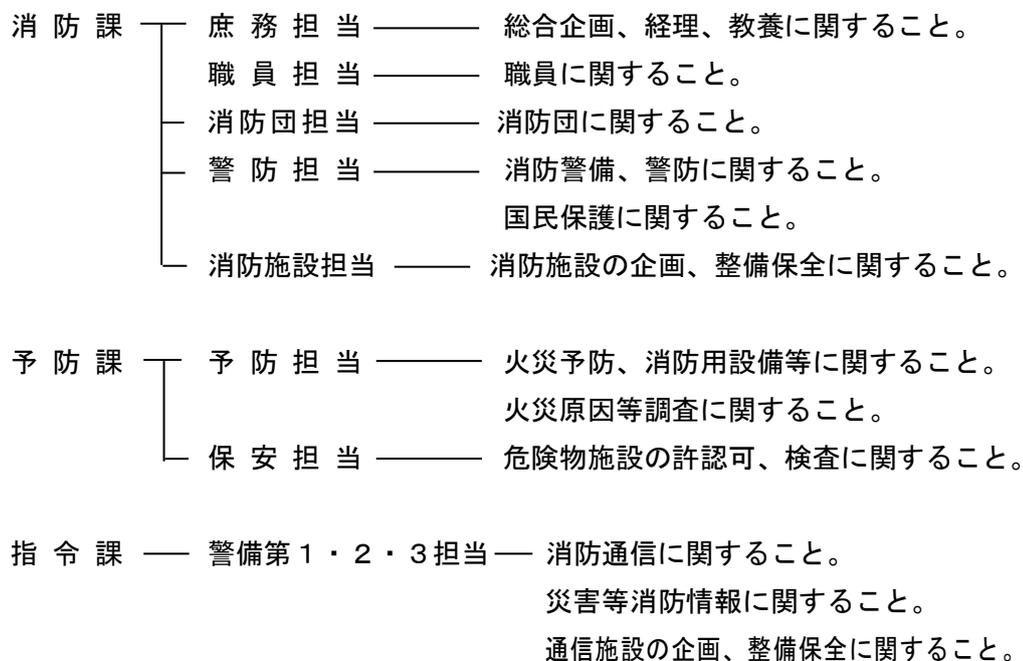
種別	事業所名		面積 (ha)	貯蔵 タンク		ガ ス 処理量 (千Nm <sup>3</sup> / 日)	貯蔵タンク内訳	
				数 (基)	数量 (t)		プロパン	ブタン
第 1 種	ENEOS グローブガス ターミナル (株)七尾ガス ターミナル	民間 事業分	9	4	45,622	24,180	300t級1基 30,000t級1基	200t級1基 15,000t級1基
		国家 備蓄分	28	5	250,460		50,000t級3基	50,000t級2基
	計		37	9	296,082	24,180	5基	4基

## 第2 七尾鹿島消防本部の消防力の概況(令和6年1月1日現在)

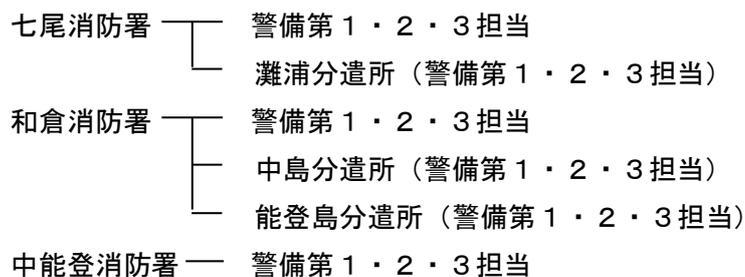
### (1) 組織

#### ア 消防本部等

##### ◎消防本部（3課）



##### ◎消防署（3署3分遣所）



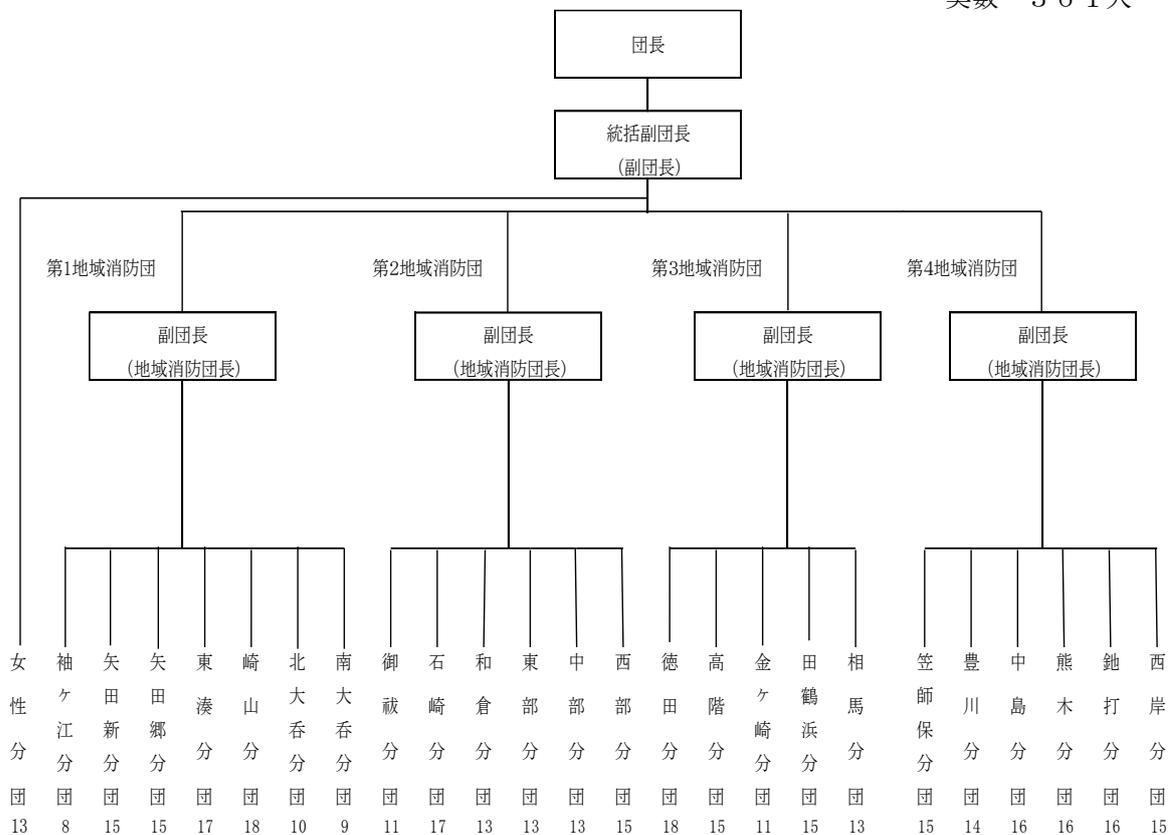
イ 消防団（実員）

七尾市消防団

令和5年4月1日現在

定数 425人

実数 361人

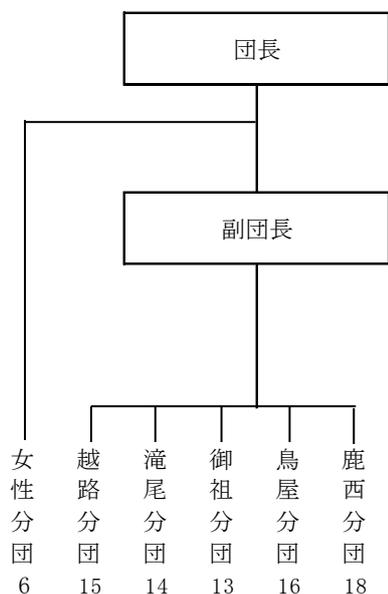


中能登町消防団

令和5年4月1日現在

定数 96人

実数 85人



(2) 消防資機材

ア 消防本部

(ア) 車両等

種 別		台数	種 別		台数
普通車	ポンプ自動車	7台	指揮車等	指揮車	3台
	水槽付ポンプ自動車	1台		指揮広報車	1台
	小型動力消防ポンプ積載車	1台		防災広報車	3台
		指揮支援車		1台	
特殊車	35m級梯子付消防自動車	1台	救急車	高規格救急自動車	6台
	15m級屈折梯子自動車	1台		高規格救急予備車	1台
	化学消防ポンプ自動車	1台	その他	連絡車	1台
	照明電源車	1台			
	救助工作車	1台			
	資機材搬送車	1台			
	水難救助車	1台			

(イ) 機械等

区分	品 名	数量	区分	品 名	数量	
放水用具	放水管	1,014	保護具	空気呼吸器	100	
	放水銃	1		耐熱服（呼吸器内臓型）	10	
	空気泡ノズル	8		簡易型防護服	135	
救助用具	緩降機（スローダン）	3		切断・破壊器具	陽圧式化学防護服	9
	救命索発射銃	2			除染テント一式	1
	空気式ジャッキ（マット型）	7	その他		大型油圧カッター	4
	動力式油圧ポンプ	3			大型油圧スプレッダー	4
	油圧式救助器具	1			空気式切断機	3
	可搬式ウインチ	4			ガス溶断機	2
	可搬式排煙機	2			エンジンカッター	6
	バスケット型担架	4		削岩機	1	
	救命ボート	2	チェンソー	23		
	船外機	2	鉄線カッター	15		
	水中検索カメラ	1		応急救護用テント	3	
	水中無線機一式	1		ガス測定器	6	
	救助用縛帯	12		可搬式発動発電機	34	

イ 消防団 普通ポンプ車 27 台 小型動力ポンプ 1 台

種別	七尾市消防団	中能登町消防団
普通ポンプ車	22 台	5 台
小型動力ポンプ	1 台	—

ウ 化学消火薬剤等備蓄量

七尾鹿島消防本部保有（令和 5 年 1 月 1 日現在）

種 別	消防本部	消防団	合 計
3%水性膜（L）	1,520	420	1,940
3%界面活性剤（L）	1,040	20	1,060
油処理剤（L）	90		90
油吸着剤（枚）	300		300

### 第3 消防機関の出動基準

七尾鹿島消防本部の出動基準は「七尾鹿島消防本部災害出動規程」に定めるところにより活動する。

#### 第4 特別防災区域内の消防水利

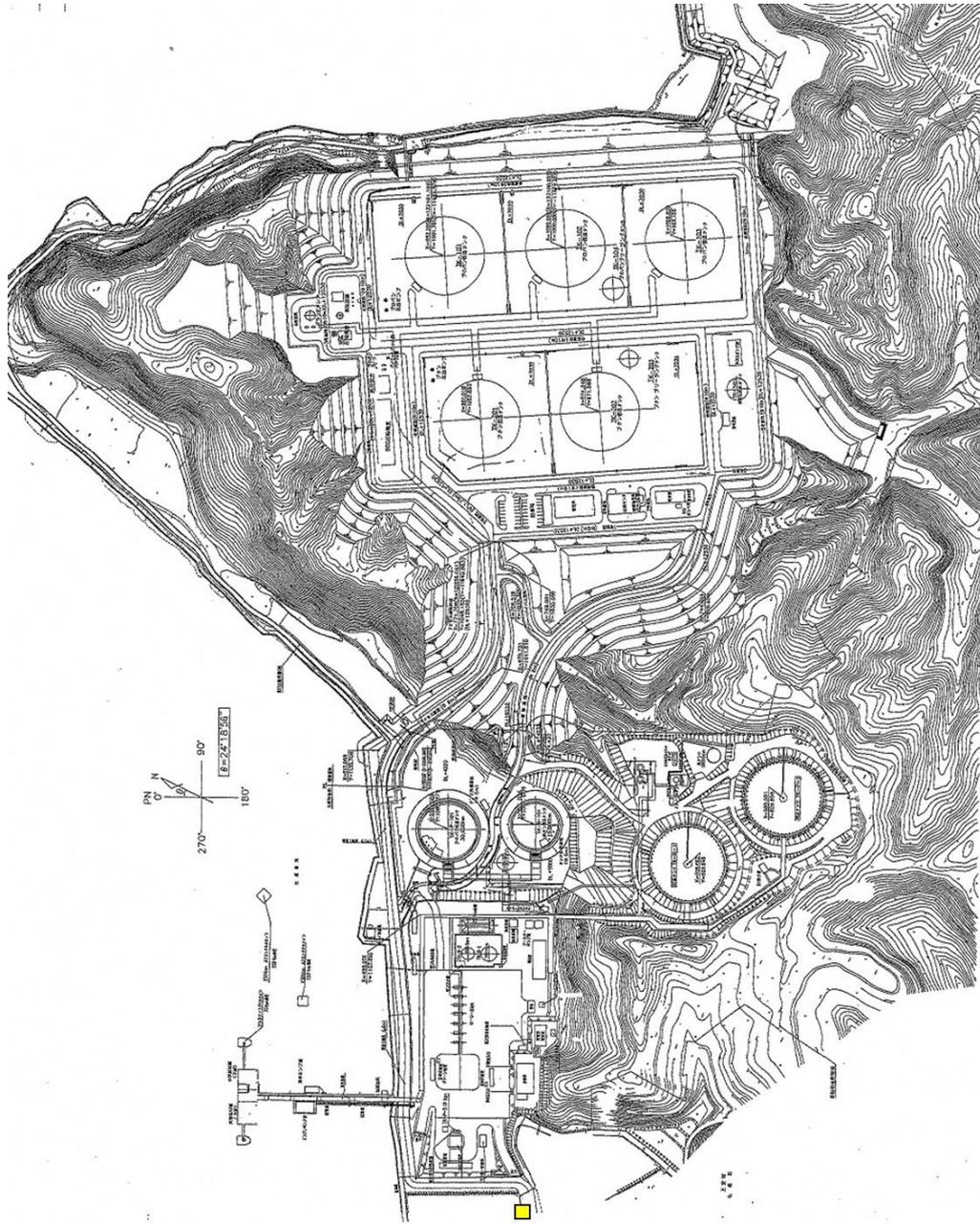
区 分		設置数	種別等
消 火 栓 等	公 設	1	単口 1基
	私 設	32	単口 一基、双口 39基
	計	33	
貯 水 槽	公 設	—	
	私 設	1	地下式 一基、地上式 1基
	計	1	

(注) 私設貯水槽は消防法、高圧ガス保安法及び石油コンビナート等災害防止法によるもの。

#### 第5 屋外給水施設の概要

事業所名	容量	形体
ENEOSグローブガスターミナル株式会社 七尾ガスターミナル	2,600t	屋外タンク

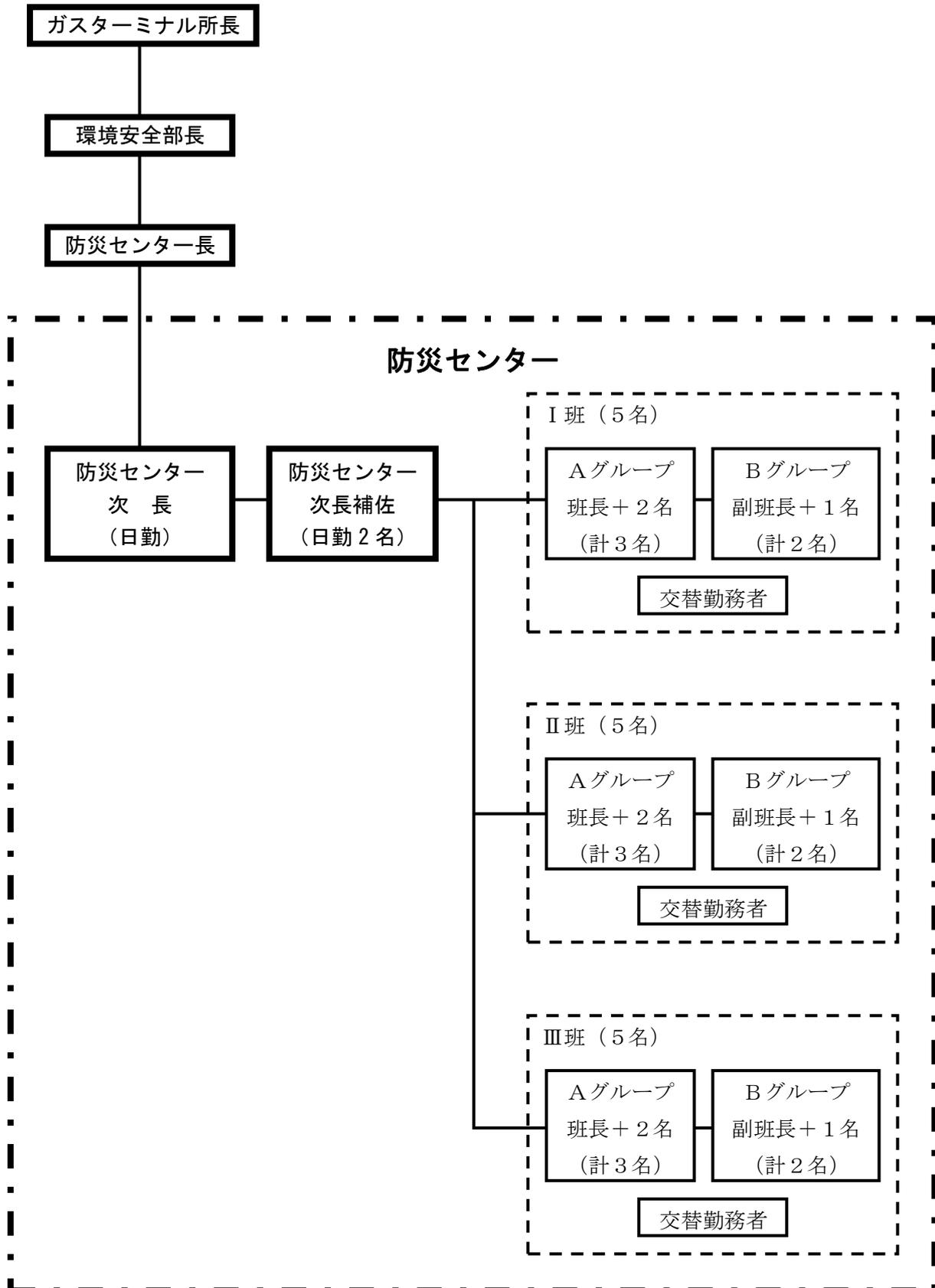
(注) 石油コンビナート等災害防止法によるもの。



公設消防水利

## 第6 七尾港三室地区特定事業所の消防力の概況

(1) ENEOS グローブガスターミナル株式会社七尾ガスターミナルの自衛防災組織図



(2) ENEOS グローブガスターミナル株式会社七尾ガスターミナルの防災資機材現有数量

種 類	仕 様	数 量	備 考
普通消防自動車	CD-IC型	1台	600ℓ水槽付
ホースカー	可搬式	1両	65A×20mホース8本 積載可能
消防ホース	65A×20m、差込式	20本	
低反動ノズル		3本	予備品含む
可変噴霧ノズル		2個	
媒介金具		1式	
可搬式放水銃		1台	
耐熱防火服	カバーオール型	1着	付属品(フード、ブーツ、 グローブ、ケース)
空気呼吸器又は 酸素呼吸器	プレッシャーデマンド型	6個	
屋外給水栓	双口(150A×75A×75A)	39基	
ホース格納庫	屋外自立、給水栓用	39基	
消防ホース	65A×20m、差込式	156本	2口×2本×39基
媒介金具	75A(給水栓)×65A(ホース)	78個	2口×39基
水ノズル		78個	2口×39基

## 第2章 陸上災害想定

総則編の第2章の災害基本想定をふまえ、七尾港三室地区における陸上災害について想定することとした。

なお、災害想定には、過去の事故事例が重要であり、全国の平成29年から令和3年の5年間の高圧ガス保安法関係災害事例分析を参考とした。

七尾港三室地区は液化石油ガスのみを扱っており、製造所とタンクローリーによる災害を想定した。

- (1) LPガス製造所における災害想定
- (2) LPガスタンクローリーによる災害想定

### 第1節 LPガス製造所における災害想定

#### 第1 現 況

七尾港三室地区には第一種事業所としてのLPG製造所が1箇所あるが、高圧ガス保安法令等の基準に基づき建設されたものである。

貯蔵タンクの設置状況は第1章第3節のとおりである。

#### 第2 災害事例分析(全国事例)

高圧ガス保安法関係の事故件数は、令和4年で640件発生しており、このうち人身事故は28件であった。

発生場所別では、事業所での事故が多く、全体の8割程度を占めている。

高圧ガス保安法関係事故件数（災害）（最近5年間）（参考）

（単位：件）

年（平成/令和）	30	元	2	3	4	合計	
事業所	冷凍	330	306	260	281	272	1,449
	コンビナート	88	78	108	115	115	504
	LP	28	37	23	17	30	135
	一般	162	154	125	129	140	710
	計	608	575	516	542	557	2,798
移動	20	26	15	22	26	109	
消費	74	44	55	60	41	274	
その他	20	15	15	16	16	82	
合計	578	722	660	601	640	3,263	

## 人的被害（最近5年間）

区分	人身事故 件数	死亡 (人)	重傷 (人)	軽傷 (人)	死傷者合計 (人)
令和 4年	28	2	7	24	33
令和 3年	37	8	13	49	70
令和 2年	38	3	14	39	56
令和 元年	44	2	13	49	64
平成 30年	45	0	11	55	66
合 計	192	15	58	216	289

### 第3 災害想定

七尾港三室地区の特定事業所の災害想定としては、ローリー積場での充てん中の漏洩事故や配管部分の破損による漏洩事故、更に、これらの漏洩ガスに引火した火災の発生などが想定される。ここでは、ローリー積場での充てん中の漏洩出火による災害を想定した。

#### (1) 災害想定および経過想定

A事業所のLPガスをローリー積場でタンクローリーに充てんするため、充てん用ローディングアームを結合し、充てん作業を始めてまもなく、結合部の結合が不完全だったためローディングアーム内の圧力で離脱しガスが噴出し、それが引火し、火災となった。

原因は、噴出ガスにより静電気が発生し、そのスパークによって着火したものと推定される。

火勢は、タンクローリーを包み、数mの火柱となった。

#### (2) 被害想定

##### ア 人的被害

従業員 2名軽傷（消火作業中）

##### イ 物的被害

LPガスローリー積場施設全焼

LPガスタンクローリー 1台全焼

#### (3) 災害応急対策の想定

〔基本的には第7章の災害応急対策計画に基づき実施するものとする。〕

LPガス関係の火災は、石油の火災と同様、危険であることから、その応急対策には万全を期さなければならない。

##### ア 通 報

(ア) 従業員が消防本部に通報する。

(イ) 消防本部は、出動を指令する。

(ウ) 消防本部は防災本部に火災の発生を通報する。

(エ) 防災本部は、現地の情報収集のため、現地へ係員を派遣する。

イ 火災防ぎょ対策

(ア) 出火と同時に従業員は、緊急遮断弁等を作動させ、多量のガスの漏洩を防止する。

また、消火器を使って初期消火に努める。

(イ) 引火危険のある区域をガス検知器で測定し、立入を禁止する。

(気象条件や地形を考慮してガスの拡散状況を把握する。)

(ウ) 自衛防災組織は、隣接タンクへの延焼防止のため、冷却放水を行う。

(エ) 消火活動にあたっては、第7章第6節第3-2「ガスの防ぎょ上の留意事項」を考慮のうえ実施する。

ウ 警戒区域の設定

油火災とは異なり、LPガス火災は、気象条件によっては広範囲にガスの拡散の危険性があるので、警戒区域の設定にあたっては、広めに設定する必要がある。

## 第2節 LPガスタンクローリーによる災害想定

### 第1 現 況

#### (1) LPガスタンクローリー

七尾港三室地区の1事業所に出入りするLPガスタンクローリーの運送会社は14社で、登録台数は136台である。

#### (2) 高圧ガス地域防災協議会

石川県内には、関係事業所が集まって石川県高圧ガス地域防災協議会を組織しており、高圧ガスの移動中の事故に対し、防災事業所による防ぎょ対策の円滑化を図っている。

防災指定事業所の一覧は資料編のとおり。

### 第2 高圧ガス移動中の災害事例分析(全国事例)

#### (1) 発生件数

高圧ガスの移動中の事故は、平成30年～令和4年の5年間で、全国で109件発生している。これは高圧ガス事故3,263件の3.34%である。

#### 高圧ガスの移動中の事故

(単位：件)

年別 \ 区分	LPガス	アセチレン	その他のガス	合計
令和4年	9	2	15	26
令和3年	11	0	11	22
令和2年	6	0	9	15
令和元年	13	1	12	26
平成30年	8	2	10	20
合計	47	5	57	109

#### (2) 代表的事故事例

##### ア 県内

##### ○ 発災日時

平成13年8月2日 午前6時28分頃

##### ○ 発災場所

石川県石川郡美川町湊町（現 白山市美川町）トラック

##### ○ 損 害

電柱、電話線等破損

##### ○ 災害概況

トラックに500kg LPガス容器4本を積載して配送中、S字カーブを曲がったところ、容器3本が落下。3本のうち1本は、バルブが破損したため閉止できず、36時間かけて自然放出させた。

イ 全 国

○ 発災日時

令和4年9月28日 5時40分頃

○ 発災場所

愛知県（高速道路上）

○ 損 害

車両3台が炎上、死者1名、負傷者2名の被害が発生

○ 災害概況

多数のLPガス容器を積載した車両が、走行中に前方の車両との衝突を避けるため急ブレーキをかけたところ、LPガス容器が荷崩れを起こして路上に散乱し、当該容器から漏洩したLPガスが何らかの原因で着火して、火災が発生するとともに、容器が爆発する事故が発生した。

### 第3 災害想定

LPガスタンクローリーの災害想定については、七尾港三室地区特別防災区域内には、道路は限られ、また、タンクローリー等の移動範囲が限られており、特定事業所入口付近での事故を想定した。

(1) 災害想定および経過想定

ア A運送会社のタンクローリーが事業所入口の交差点で出会いがしらに普通乗用車と衝突し、その反動でタンクローリーの弁箱が破損し、バルブ附近からLPガスが噴出し始めた。運転手は、製造所に近いため危険を感じ、ローリーを約200m進行させ、道路脇に停止させ、特定事業所の事務所にかけこみ事故の通報を行う。

イ 運転手は、ガスの噴出閉止に努めたが、ガス圧が高く、止めることができず、通報により急行してきた特定事業所の応援隊により、噴出閉止作業を開始した。

○ 発生場所

七尾市三室町地内

○ 発生時刻

9時50分頃

○ LPガスタンクローリー

7.6トン積LPガスタンクローリー

○ 気象状況

天気 くもり、 気温 19℃、 北西の風 1m

(2) 被害想定

ア 人的被害

なし

イ 物的被害

積載中のプロパンガス3.8トン（推定）が漏洩。

LPガスタンクローリーの車体の破損。

(3) 災害応急対策の想定

[基本的には第7章の災害応急対策計画に基づき実施するものとする。]

L P ガスタンクローリーの漏洩事故の場合、漏洩ガスの引火防止対策が重要な応急対策となる。このため、警察、消防、付近住民の協力体制が必要である。

ア 通 報

- (ア) 下車した運転手等が特定事業所に連絡し、消防と警察に通報する。
- (イ) 消防本部は、七尾消防署に特命出動を指令する。
- (ウ) 消防本部は、防災本部に通報する。
- (エ) 防災本部は、現地に係員を派遣する。

通報の内容

発生日時	おおよその経過時間が分かれば可。	
発生場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住所を原則とする。</li> <li>・判明しない場合は、おおよその目標で可。</li> <li>・高速道路及び自動車専用道路では、キロポスト（基点から1 km ごとに距離を表示）による。</li> </ul>	
事故車両の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の種類（タンクローリー、コンテナ、ボンベ、ドラム缶等）</li> <li>・積載量（概数で可、ボンベ等の場合は本数）</li> <li>・状態（横転、転落、単独事故）</li> <li>・運送会社名又はナンバープレートの番号</li> <li>・漏洩物の特定（運転者の申し立て、イエローカード、車体表示等から分かる範囲内で可）</li> </ul>	
通報人の人定 (含む連絡手段)	相手が応じる場合	
現場の状況 (特に重要)	死傷者の有無	分かる範囲で可
	漏洩の程度	「刺激臭のある煙が発生して路外に漂っている」、 「煙の周りで人が倒れている」などの具体的状況を聴取
	交通への影響	事故現場における道路の停滞状況

#### イ ガス噴出閉止対策

- (ア) 運転手は、ガスの噴出閉止に努めたが、閉止不可能と判断し、非常用ロープをローリーの周囲に張り、他のタンクローリー等の車両に危険を知らせる。一方、備付の消火器を取りはずし着火に注意をする。
- (イ) 特定事業所の応援隊が到着し、ガスの漏洩範囲をガス検知器で測定する一方、対策を協議した結果、警察官が交差点で交通を遮断する。
- (ウ) 特定事業所の消防車は、ガス拡散のために放水をする。
- (エ) 特定事業所の応援隊が緊急用工具を利用して、ガス噴出閉止作業を行う。
- (オ) 付近のガス濃度測定の結果、異常が認められないので、警戒体制を解く。

#### ウ 事故処理対策

事故のLP ガスタンクローリーを応急措置のあと特定事業所の先導車が誘導し、付近の交通止めをして、事故車のLP ガスを抜くため、特定事業所または安全な場所で充てん等の作業を実施する。

## 第3章 複合災害想定

七尾港三室地区で想定される複合災害としては、地震等によりLPガス製造施設への影響が懸念されるが、本章では、過去の地震により被災した事例を検討し、その上で、七尾港三室地区が地震の影響を受けた場合に予想される災害について想定した。

### 第1節 地震によるLPガス施設の災害事例

平成7年1月17日の兵庫県南部地震をはじめ、12年10月6日の鳥取県西部地震、15年7月26日の宮城県北部地震、15年9月26日の十勝沖地震、16年10月24日の新潟県中越地震、19年3月25日の能登半島沖地震、19年7月16日の新潟県中越沖地震及び令和4年6月19日～21日、5年5月5日、及び6年1月1日の能登地方を震源とする地震など、各地でマグニチュード5～8の地震が続発している。

幸いにして、LPガスに関する国内における大災害の例はないが、これはLPガス製造所の設備から発災した場合でも、緊急遮断装置、防消火設備等の設置や保安管理体制の充実等、十分な安全対策が講じられているためと考えられる。

### 第2節 想定される災害

地震の場合、七尾港三室地区で想定される災害としては、第2章第1節で想定された災害の組合せが同時に発生することが想定される。

#### 第1 火災の発生想定

主要な施設（七尾港三室地区では貯槽等）は、高圧ガス保安法により耐震性を有した構造となっている。

地震の種類や規模によっては、法に定める安全基準を越える場合が全くないとはいえないが、国家備蓄エリアのLPガス設備については、レベル2地震動（構造物の耐用期間内に発生する確率が極めて少ない、強い地震動）にも耐えうる構造となっている。

また、現在想定される以上の地震等により、配管等の付属設備の破壊による2次的災害による主要設備の被災が生じた場合においても、貯槽本体や配管に設置されている緊急遮断弁の作動によるLPガスの漏洩遮断、防液堤の設置さらには消火設備による消火、貯槽冷却などにより対応することとなっている。

さらに、七尾港三室地区は、人家からも離れていることから、気象条件にもよるが、施設内で発災しても、火災を含め、直接民家への危険性は少ないと考えられるが、LPガスは空気より重い可燃性のガスであり、災害を最小限にするよう防災対策に万全を期す必要がある。

## 第4章 防災組織計画

七尾港三室地区特別防災区域における防災を総合的に推進するため、石川県石油コンビナート等防災本部を中心に、防災関係機関は、災害に対処するための業務が円滑に実施できるよう、それぞれ防災組織を整備するとともに特定事業者は、自衛防災組織の強化充実に努め、防災体制を整備するものとする。

### 第1節 石川県石油コンビナート等防災本部

石川県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）は、特別防災区域に係る防災全般を掌る総合的防災組織として、地方自治法第138条の4第3項に基づき設置された県の附属機関である。

防災本部は、知事を本部長として石油コンビナート等災害防止法第28条第5項に規定する機関の長等を本部員として組織するものであり、石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施の推進、災害応急対策等の実施に関する連絡調整等を任務とする。

#### 第1 所掌事務

防災本部の所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 石油コンビナート等防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 防災に関する調査研究を推進すること。
- (3) 防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。
- (4) 災害が発生した場合において、防災関係機関等の相互連絡調整を行うこと。
- (5) 石油コンビナート等現地防災本部に対して、災害応急対策の実施に関し必要な指示を行うこと。
- (6) 災害が発生した場合において、国の行政機関及び他の都道府県との連絡を行うこと。
- (7) その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。

#### 第2 石川県石油コンビナート等防災本部組織

本部長		石川県知事		
法定区分	所属機関	本部員	幹事	備考
第1号	中部管区警察局	局長	災害対策官	
〃	中部近畿産業保安監督部	部長	保安課長	
〃	北陸地方整備局	局長		
〃	金沢港湾・空港整備事務所		沿岸防災対策官	
〃	金沢河川国道事務所		防災課長	

法定区分	所属機関	本部員	幹事	備考
第1号 " "	金沢海上保安部 七尾海上保安部 石川労働局	部長 部長 局長	警備救難課長 警備救難課長 健康安全課長	
第2号	陸上自衛隊 第14普通科連隊	連隊長	第3科長	
第3号	石川県警察本部	本部長	警備課長 交通規制課長 金沢西警察署長 七尾警察署長	
第4号	石川県	副知事 副知事 危機管理監 総務部長 企画振興部長 健康福祉部長 生活環境部長 商工労働部長 農林水産部長 土木部長  石川中央保健福祉センター所長	危機対策課長  企画調整室次長  企画調整室次長  水産課長 港湾課長 都市計画課長 金沢港湾事務所長 七尾港湾事務所長	
第5号	特別防災区域所在市町	金沢市長 七尾市長	危機管理課長 防災交通課長	
第6号	知事指定市町	内灘町長	総務課長	
第7号	消防機関	金沢市消防局長  内灘町消防長 七尾鹿島消防本部消防長	警防課長 金石消防署長 内灘町消防署長 消防課長 七尾消防署長	
第8号	特定事業者代表	金沢港北地区特別防災区域協議会長、副会長  ENEOSグローブガスターミナル株式会社七尾ガスターミナル所長	金沢港北地区共同防災センター所長  防災センター長	

法定区分	所属機関	本部員	幹事	備考
第9号	中部経済産業局	局長		
〃	西日本電信電話株式会社 北陸支店設備部	部長	災害対策室長	
〃	日本赤十字社石川県支部	事務局長	事業推進課長	
〃	石川県看護協会	会長		
〃	北陸電力株式会社石川支店	支店長	総務部総務労務チ ーム統括課長	
〃	株式会社金沢港運	代表取締役社長	海務部長	
	計	34人	34人	

(注) 幹事の条例定数 41 人

### 第3 防災本部の運営

防災本部の運営は、石川県石油コンビナート等防災本部運営規程の定めによる。

### 第4 防災本部事務局

防災本部の事務局は、石川県庁（危機管理監室危機対策課内）に置く。なお、防災本部の事務局長は石川県危機管理監の職にあるものを充てる。

### 第5 防災本部構成機関への出動要請

防災本部は平時から特別防災区域での防災行政事務の総括機関であるが、特に災害時には、災害応急対策等の実施に関する連絡調整等の最高機関としての機能を有し、必要に応じ本部長は、防災本部の構成機関をはじめ、他の防災関係機関に対し、出動を要請するものとする。

なお、防災本部の構成機関は、各々事前に職員の動員計画を定めるものとする。

### 第6 防災本部総合調整連絡室の設置

防災本部の機能を有効に発揮するため本部長は、災害時には総合調整連絡室を設置することができる。

総合調整連絡室が設置され、かつ要請があったときは、防災本部の構成機関はその所属機関から職員を派遣し、必要に応じてこれを駐在させるものとする。

また、本部長は、応急対策の実施について必要があると認めるときは、消防庁長官に対し、専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

〔七尾港三室地区における総合調整連絡室の組織及び連絡事項〕

連絡員			連絡事項	
区分	所属機関	担当職		
室長	石川県	危機管理監室次長	全般の総括	
副室長	〃	危機対策課長	室長の補佐	
連絡員	中部管区警察局	広域調整第二課 派遣職員	災害警備全般に関する事項の連絡	
	中部近畿産業保安監督部	保安課派遣職員	産業保安全般に関する事項の連絡	
	北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所	七尾港出張所 派遣職員	港湾保全対策に関する事項の連絡	
	北陸地方整備局 金沢河川国道事務所	防災課派遣職員	必要な事項の調整連絡	
	七尾海上保安部	警備救難課派遣職員	海上災害対策に関する事項の連絡	
	石川労働局	健康安全課派遣職員	災害対策に係る労働安全衛生に関する事項の連絡	
	陸上自衛隊 第14普通科連隊	第3科派遣職員	災害派遣全般に関する事項の連絡	
	石川県警察本部	警備課課長補佐	災害に関する事項の連絡	
	石川県		危機対策班 (課長補佐)	石川県の防災対策の全般に関する連絡
			災害資料班 ( 〃 )	災害資料部に関する事項の連絡
			生活環境企画調整班 (企画調整室次長)	生活環境部に関する事項の連絡
			農林企画調整班 ( 〃 )	農林水産部に関する事項の連絡
			土木班(課長補佐) 港湾班( 〃 )	土木部に関する事項の連絡 地方部に関する事項の連絡
	七尾市	派遣職員	七尾市として実施する災害対策に関する事項の連絡	
	七尾鹿島消防本部	派遣職員	消防機関として実施する災害対策に関する事項の連絡	
	特定事業者代表	派遣社員	特定事業者として実施する災害対策に関する事項の連絡	
西日本電信電話株式会社 北陸支店設備部	派遣職員	災害通信の確保に関する事項の連絡		
日本赤十字社石川県支部	事業推進課派遣職員	救護対策に関する事項の連絡		
石川県看護協会	派遣職員	救護対策に関する事項の連絡		
北陸電力株式会社石川支店	派遣員	災害時の電力確保に関する事項の連絡		

備考 連絡とは、おおむね次の事項をいう。

- (1) 本部長等の命令、指示の伝達 (2) 本部職員の動員通知  
(3) 情報の本部への報告及び本部情報の伝達

## 第2節 防災関係機関及び特定事業者等の処理すべき事務又は業務の大綱

七尾港三室地区特別防災区域の防災対策を推進するため、防災関係機関及び特定事業者等が、それぞれ防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
石川県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の収集、伝達及び災害原因並びに被害状況等の調査</li> <li>2 災害広報</li> <li>3 被災者の援助</li> <li>4 七尾市の実施する救助活動及び消火活動並びに応急措置に対する応援、指示又は調整</li> <li>5 救助物資、消火薬剤等の必要資機材の備蓄、調達、あっ旋</li> <li>6 危険物等の施設の保安確保に必要な指導、助言又は立入り検査</li> <li>7 自衛隊、消防庁職員の災害派遣要請</li> </ol>
警察本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の収集、伝達及び災害原因並びに被害状況等の調査</li> <li>2 災害広報</li> <li>3 避難の指示及び誘導</li> <li>4 被災者の救出及び救護</li> <li>5 緊急通行車両の確認</li> <li>6 緊急通行車両の交通確保のための交通規制の実施</li> <li>7 警戒区域の設定及び被災地の警戒警備</li> </ol>
七尾市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の収集、伝達及び被害調査</li> <li>2 災害広報</li> <li>3 避難の指示及び誘導</li> <li>4 被災者の救助</li> <li>5 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持</li> <li>6 自主防災組織の確立及び強化の指導</li> <li>7 防災資機材の備蓄、整備</li> </ol>
消防機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の収集、伝達及び災害原因並びに被害状況等の調査</li> <li>2 消火活動及び自衛防災組織及び共同防災組織への指示</li> <li>3 警戒区域の設定及び被害拡大の防止</li> <li>4 被災者の救出、救護</li> <li>5 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査</li> <li>6 防災資機材の備蓄、整備</li> <li>7 保安教育の徹底</li> <li>8 自衛防災組織及び共同防災資機材の備蓄、整備の指導</li> </ol>

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
特定地方 行政機関	<p>(中部管区警察局)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整</li> <li>2 他管区警察局及び管区内防災機関との連携</li> <li>3 管区内各県警察の相互援助の調整</li> <li>4 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制</li> <li>5 情報の収集及び連絡</li> </ol>
	<p>(中部近畿産業保安監督部)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第1種事業所新設等の届出に係る現地調査及び工事完了後の確認</li> <li>2 特定事業所に対する立入り検査</li> <li>3 高圧ガス施設の保安に関する指導、監督及び事故発生時の調査</li> <li>4 電気、ガス施設等の保安に関する指導及び監督</li> </ol>
	<p>(北陸地方整備局金沢港湾・空港整備事務所)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における港湾、航路等に関する応急措置及びその災害復旧</li> <li>2 流出油の防除等災害応急対策の協力</li> <li>3 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導</li> </ol>
	<p>(北陸地方整備局金沢河川国道事務所)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別防災区域の緑地計画に関する指導及び助言</li> </ol>
	<p>(七尾海上保安部)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の収集、伝達及び災害原因の調査</li> <li>2 災害広報</li> <li>3 船舶交通の安全確保に関する措置</li> <li>4 海上における治安の維持</li> <li>5 海上における被災者の救出、救護及び被災船舶の処理</li> <li>6 海上における流出油及び火災対策の実施</li> <li>7 自衛隊の災害派遣要請（第九管区海上保安本部）防災資機材の備蓄、整備、調達、輸送</li> </ol>
	<p>(石川労働局)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 爆発その他の災害を防止するために必要な監督、指導及び助言</li> <li>2 災害原因の調査</li> </ol>
	<p>(中部経済産業局)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整</li> </ol>

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上 自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災状況の収集及び必要により防災関係機関に対する通報</li> <li>2 避難、炊出し、給水の支援</li> <li>3 被災者の救出及び救急の支援</li> <li>4 消火活動の支援</li> <li>5 通信の支援</li> <li>6 特に要請に基づく危険物等の除去</li> <li>7 人員、救助物資及び防災資機材等の緊急輸送の支援</li> <li>8 被害拡大防止の支援</li> </ol>
公共機関	<p>(西日本電信電話株式会社北陸支店設備部)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信施設の災害応急措置及び通信の確保</li> <li>2 防災活動の実施に必要な通信の確保</li> </ol>
	<p>(日本赤十字社石川県支部)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における医療救護</li> </ol>
	<p>(北陸電力送配電株式会社石川支社)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力施設の災害応急措置</li> <li>2 緊急保安電力の確保</li> </ol>
公共的 機 関	<p>(石川県西部排出油等防除協議会)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の伝達、事故対策の実施</li> <li>2 資機材の整備</li> <li>3 事故対策のための技術的な調査、研究</li> </ol>
特定事 業者等	<p>特定事業者等は、災害防止について第一次的責務を有し、また、防災上重要な施設の管理者として平素から災害予防体制の整備をはかるとともに、災害時には災害応急措置を実施し、県、七尾市の防災活動に積極的に協力するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災施設及び資機材の整備</li> <li>2 自衛防災組織及び共同防災組織の強化</li> <li>3 防災教育訓練の実施</li> <li>4 消火及び被害の拡大防止</li> </ol>

### 第3節 石川県の動員計画

防災本部における動員体制のうち、七尾港三室地区特別防災区域に係る石川県の職員の動員は本計画の定めるところによるものとする。

なお、排出油防除協議会の規程による出動要請については、本計画によらないものとする。

#### 第1 配備体制

##### (1) 配備基準

特別防災区域に係る災害が発生し又は発生するおそれのある場合の配置体制の一般基準はおおむね次のとおりとし、災害処理に関係を有する課、出先機関の長は、あらかじめ職員の配備計画等をたてて所属職員に徹底しておくものとする。

種別	配備時期	配置内容
第一次配備	○比較的小規模な火災や流出事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害の拡大が予想されないとき。	○本庁関係各課の職員で情報連絡が円滑に行い得る体制とする。 ○関係出先機関が、他の防災機関から要請を受けた場合に備え、要員を配備し、主として連絡にあたる体制とする。
第二次配備	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害の拡大が予想されるとき。	○関係各部は、所定の班を組織し、防災対策を実施できる体制とする。
第三次配備	○大規模な災害が発生したとき。	○石川県災害対策本部組織に準じた体制とする。

##### (2) 配備体制の指令

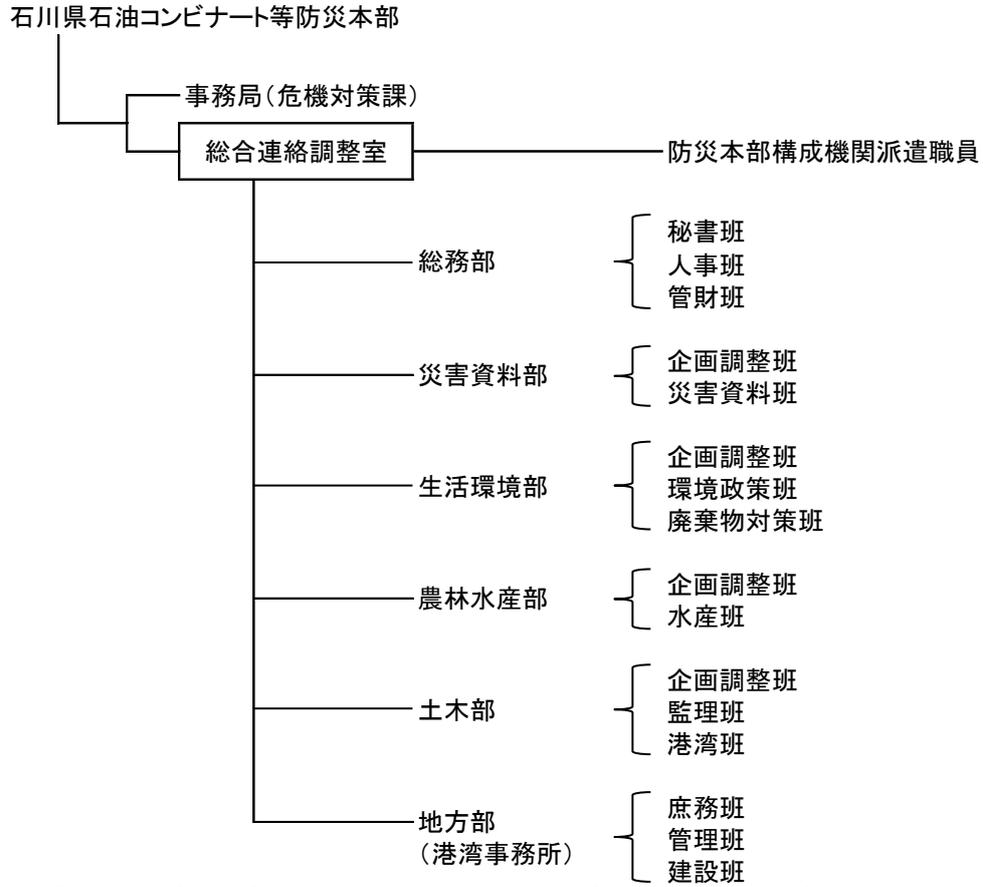
前項の配備体制は、防災本部長がそのつど決定するものとし、その指令は、防災本部事務局（危機対策課）が電話又は口頭で各班長に伝達するものとする。

#### 第2 県の組織及び分担事務

第二次配備の指令が出たときの県の組織及び分担事務は、おおむね次のとおりとする。

なお、第三次配備指令の場合は、石川県災害対策本部組織に準じた体制とする。

(1) 組織



(2) 本庁各部の組織及び分担事務

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分担
危機管理監室	危機管理監	危機対策班	危機対策課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災本部の庶務に関する事。</li> <li>2 本部員会議に関する事。</li> <li>3 本部長の命令伝達に関する事。</li> <li>4 本部総合調整連絡室に関する事。</li> <li>5 災害記録に関する事。</li> <li>6 災害情報の受信及び伝達に関する事。</li> <li>7 県政記者クラブへの応急発表に関する事。</li> <li>8 災害救助法の適用に関する事。</li> <li>9 部外関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>10 自衛隊及び消防庁職員等の派遣要請に関する事。</li> <li>11 従事命令その他の応急措置に関する事。</li> <li>12 国への災害報告に関する事。</li> <li>13 災害応急対策全般の調整に関する事。</li> <li>14 国会関係委員会等の視察調査者の応接に関する事。</li> </ol>
総務部	総務部長	秘書班	秘書課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長、副本部長の秘書に関する事。</li> <li>2 災害見舞者の応接に関する事。</li> </ol>
		人事班	人事課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の動員及び派遣に関する事。</li> </ol>
		管財班	管財課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電話の災害対策のための使用に関する事。</li> <li>2 集中管理車の災害対策のための使用に関する事。</li> <li>3 災害救助用物資の調達に関する事。</li> </ol>

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分担
災害資料部	企画振興部長	企画調整班	企画調整室次長	1 本部との連絡に関する事。
		災害資料班	企画課長	1 国会、政府等への要望事項等災害関係資料のとりまとめに関する事。
生活環境部	生活環境部長	企画調整班	企画調整室次長	1 本部との連絡に関する事。 2 部内の被害状況及び災害応急対策実施状況のとりまとめに関する事。
		環境政策班	環境政策課長	1 災害時における公害の規制指導に関する事。
		廃棄物対策班	資源循環推進課長	1 災害時における廃棄物処理に関する事。
農林水産部	農林水産部長	企画調整班	企画調整室次長	1 本部との連絡並びに部内各班の連絡調整に関する事。 2 部内の被害状況及び災害応急対策実施状況のとりまとめに関する事。 3 国会関係委員会等の視察調査者の応接に関する事。
		水産班	水産課長	1 水産物、水産施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 漁業取締船及び漁業調査指導船の災害対策のための使用に関する事。
土木部	土木部長	企画調整班	企画調整室次長	1 本部との連絡並びに部内各班の連絡調整に関する事。 2 部内の被害状況及び災害応急対策実施状況のとりまとめに関する事。
		監理班	監理課長	1 建設業者の災害対策のための連絡調整に関する事。 2 国会関係委員会等の視察調査者の応接に関する事。

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分担
土木部	土木部長	港湾班	港湾課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 港湾施設の被害調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>2 地方部（金沢港湾事務所及び七尾港湾事務所）との連絡調整に関すること。</li> <li>3 応急復旧及び緊急措置に要する資材の確保並びに割当等に関すること。</li> </ol>

(3) 地方部（七尾港湾事務所）の組織及び分担事務

地方部	港湾事務所長	地方部内の総括
班名	班長担当職	分担事務
庶務班	庶務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部との連絡及び地方部内の連絡調整に関すること。</li> <li>2 災害関係職員の動員及び派遣等に関すること。</li> <li>3 地方部内の車両等の運用及び調整に関すること。</li> <li>4 災害情報の収集及び地方部内の被害状況のとりまとめに関すること。</li> <li>5 災害対策の実施及び防災資機材の確保についての協力に関すること。</li> </ol>
管理班	管理課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策用船舶の運用に関すること。</li> <li>2 防ぎよ活動の支援に関すること。</li> <li>3 港湾関係機関との連絡に関すること。</li> <li>4 港湾施設の維持管理に関すること。</li> <li>5 港湾施設の災害応急対策の収用に関すること。</li> <li>6 防災資機材の確保に関すること。</li> </ol>
建設班	建設課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 港湾施設の災害対策に関すること。</li> <li>2 防ぎよ活動の支援に関すること。</li> <li>3 その他災害復旧対策に関すること。</li> </ol>

## 第4節 現地防災本部の設置

### 第1 現地本部の設置

#### (1) 設置基準

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該特別防災区域において緊急かつ統一的な防災活動を実施するため、現地本部を設置してその対策を要すると本部長が定めたとき。

#### (2) 設置者

防災本部の本部長

#### (3) 設置手続

ア 防災本部の本部長は、現地本部を設置しようとするときは、防災本部の関係本部員の意見をきいて設置するものとする。

イ 防災本部の本部長は、現地本部を設置したときは、各防災本部構成本部員に電話又は文書でその旨通知するものとする。

### 第2 現地本部の組織

現地本部は、現地防災本部長（以下「現地本部長」という。）及び現地防災本部員（以下「現地本部員」という。）をもって組織する。

現地本部長及び現地本部員は本部員のうらかち本部長が指名するものとし、指名は、電話又は文書で行うものとする。

#### (1) 現地本部長

現地本部長は、特別防災区域に係る災害の規模及び態様に対応し次の本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

七尾市長又は七尾鹿島消防本部消防長

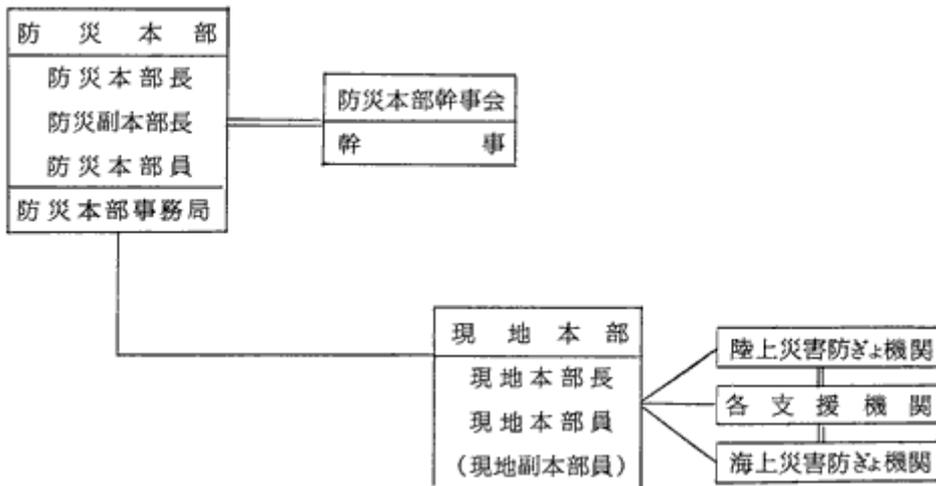
#### (2) 現地本部員

特別防災区域に係る災害の規模及び態様に応じ本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てるものとする。

#### (3) 現地副本部員

現地本部長及び現地本部員を補佐するため、必要がある場合は、本部長は、防災本部の幹事の中から現地副本部員を指名することが出来るものとする。

〔組織図〕



### 第3 現地本部の設置場所

防災活動の円滑な実施と災害状況の総合的把握が容易な場所に、状況に応じて設置するものとする。

### 第4 現地本部の所掌事務

現地本部の所掌する事務は、防災本部の事務の一部であって、防災本部の指示を受けて防災活動を実施するうえで必要な範囲の事務とする。

おおむね次のとおりとする。

(1) 防災活動に関する情報の処理

災害の状況と応急措置の実施状況を掌握し、防災本部等に伝達する。

(2) 災害応急対策に係る関係機関との連絡調整

災害応急対策が各機関ばらばらにならないよう、有機的連携を保って実施出来るよう連絡調整を行う。

(3) 防災資機材の調達調整

災害対策に必要な防災資機材の緊急調達のための手配の調整を行う。

(4) その他防災対策上必要な事項

## 第5節 応援協力体制の確立

### 第1 七尾市と特定事業所間における協力体制

七尾市と特定事業所は、災害発生時における「現場誘導」、「自衛防災組織の協力方法」、「危険区域の設定及び危険標識の掲示」等について、その内容、方法等を具体的に協議し、相互の協力体制の確立に万全を期するものとする。

### 第2 市町間における相互応援体制

七尾市は、必要に応じ近接する他の市町と応援協定を結び、広域的な応援体制の確立を図るものとする。

### 第3 海上保安部と七尾市間における相互応援体制

海上保安部と七尾市は、港湾における船舶火災等について、相互に協力し、円滑に消火活動を実施するため、昭和43年3月29日海上保安庁と消防庁との間に締結された「海上保安庁の機関と消防機関との業務締結に関する覚書」に基づく業務協定を必要に応じて整備し、相互応援体制を強化するものとする。

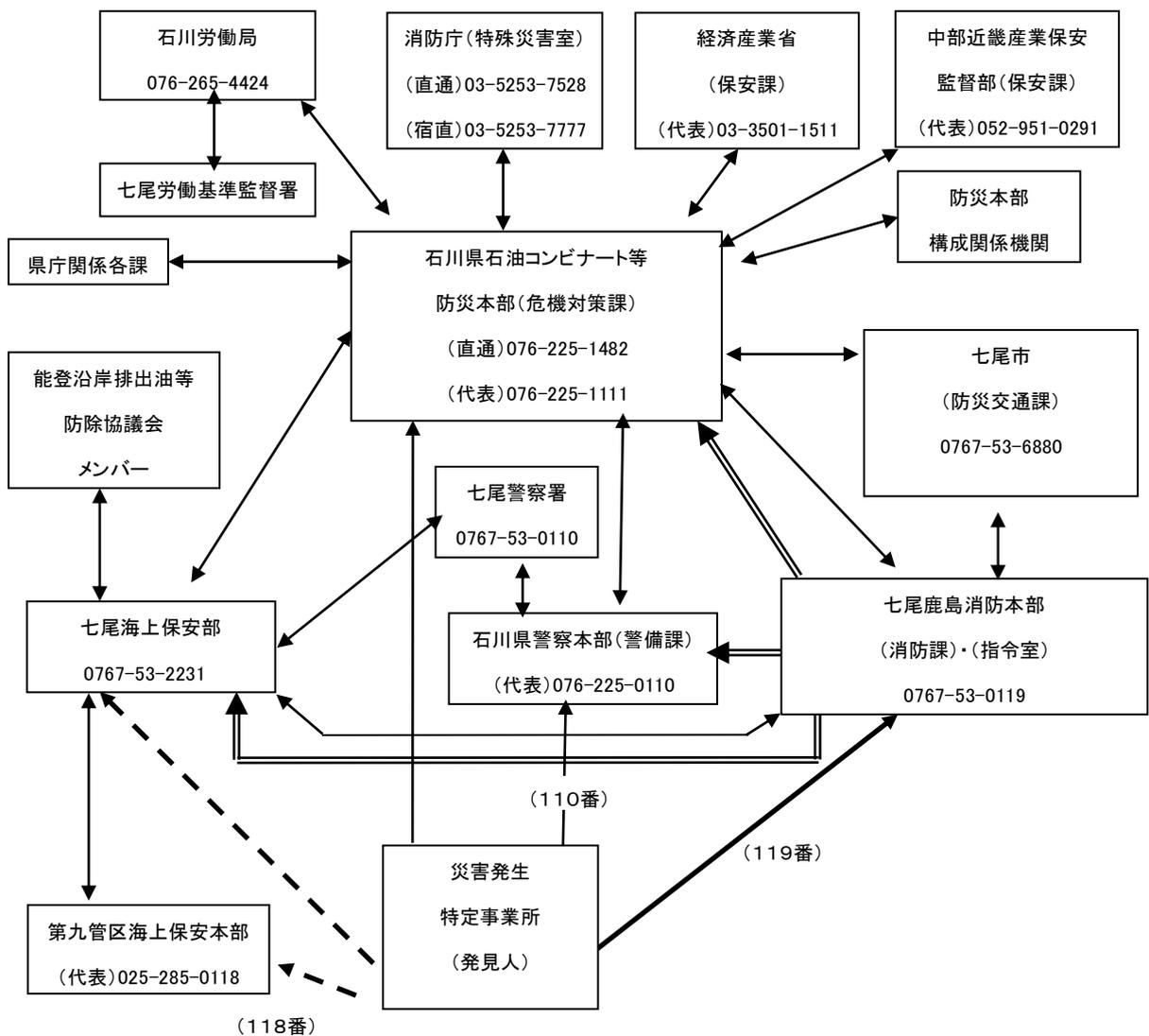
# 第5章 災害情報処理計画

七尾港三室地区特別防災区域に係る災害情報の処理は、本計画の定めるところによるものとする。

## 第1節 情報の収集及び伝達系統

防災関係機関及び関係企業は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、次に定めるところにより遅滞なく情報を通報し、相互に交換し、災害応急対策の円滑な実施を図るものとする。

### 第1 伝達系統図【七尾港三室地区】



- 凡例：
- ▶ 石油コンビナート等災害防止法第23条第1項に基づく異常現象の通報
  - ====▶ 同条第2項に基づく通報
  - - -▶ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第38条第1項に基づく通報
  - ◀——▶ 情報交換

## 第2 情報伝達の時期及び内容

情報伝達の時期及び内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害発生の直後
  - ア 災害発生の日時及び場所
  - イ 災害の原因及び被害の概況
  - ウ 既にとった措置及びとろうとする措置の概要
- (2) 災害応急対策実施中
  - ア 被害の状況
  - イ 災害応急対策の実施状況
  - ウ その他災害応急対策を実施するうえで必要な事項
- (3) 災害応急対策の完了後
  - ア 確定した被害状況
  - イ 災害応急対策の実施結果

## 第3 連絡窓口の明確化

防災関係機関及び関係企業は、情報の収集及び伝達の迅速、確実を期するため、窓口となる担当課を定めておくものとする。（各機関の連絡先は「資料編」参照。）

担当課を定め、又は変更したときは、その都度、相互に通知するものとする。

## 第2節 災害通信計画

被害状況その他災害情報の報告、収集時における通信は、本計画の定めるところによるものとする。

### 第1 通信手段の確保

災害時における通信連絡は、有線電話、無線電話等のうち最も迅速な方法で実施するものとするが、自己の保有する通信施設が使用できないときは、防災関係機関及び特定事業者の通信施設等を利用して、通信連絡ができるよう、あらかじめ相互利用について連絡調整をしておくものとする。

### 第2 専用通信施設の利用

事業用電気通信設備の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、消防組織法第23条の規定により各々防災関係機関が他の機関が設備する有線電気通信設備もしくは無線通信設備を利用することができる。

この場合、事前に関係機関と協議しておくものとする。

### 第3 非常無線通信の利用

非常緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、現場と防災本部との間に行う通信連絡に非常無線通信を利用するものとする。

非常無線通信の利用については、石川地区非常無線通信協議会と事前に協議しておくものとする。

### 第4 防災相互通信用無線局の整備促進

特別防災区域での災害応急対策を円滑に実施するため、防災関係機関は、防災相互通信用無線局の整備促進に努めるものとする。

なお、各機関が同一波（158.35MHz）を使用することになるので、通信の混乱を防ぐため、防災本部又は現地防災本部が通信統制をするものとする。

## 第3節 災害広報計画

防災関係機関及び特定事業者は、人心の安定秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するため災害広報を実施する。

### 第1 広報の内容

広報の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害の発生状況（日時、場所、災害原因等）
- (2) 避難の指示及び避難場所
- (3) 地域住民のとるべき措置及び心得
- (4) 医療救護所の開設状況
- (5) 災害応急対策の実施状況
- (6) その他人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

### 第2 広報の方法

防災関係機関及び特定事業者は、広報車の利用及び報道機関の協力を得たテレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体を活用により、迅速かつ適切に広報するものとする。

## 第6章 災害予防計画

災害予防計画は、七尾港三室地区特別防災区域での災害発生を未然に防止するとともに、被害の軽減を図るため、平素から防災に関する施設の設置、物資・資材の備蓄及び整備点検並びに防災知識の普及・訓練などについて計画をたて、その実施を図るものとする。

### 第1節 防災に関する調査研究

防災本部は、七尾港三室地区特別防災区域での災害を未然に防止し、災害が発生した場合その災害の拡大を防止するための各種の調査研究を行うものとする。

#### 第1 実態調査

##### (1) 主な調査項目

- ア 立地条件
- イ 安全設計
- ウ 運転管理
- エ 保安管理
- オ その他防災上必要な事項

##### (2) 実施方法

防災本部の幹事の中から本部長が指名した者が、消防本部の協力を得て実施する。  
実施にあたっては、必要に応じて事業所の立入調査を行う。

##### (3) 調査結果の報告

実態調査の結果については、とりまとめ、防災本部に報告するものとし、その報告書で指摘された改善点等については、防災本部長は、関係機関に通知するものとする。

#### 第2 防災上の調査研究

防災本部は、七尾港三室地区特別防災区域に係る被災想定、防災戦術、防災資機材の開発等の調査研究を行い、当該区域の災害の発生の防止、災害の拡大防止等の推進を図る。

##### (1) 主な調査研究

- ア 災害資料の分析
- イ 被害想定の研究
- ウ 火災防ぎょ戦術の研究
- エ 流出油防ぎょ戦術の研究
- オ 防災資機材等の開発研究

(2) 調査研究の実施方法

防災関係機関は、防災対策上必要な調査研究を個々に又は共同で行うほか、必要に応じ防災本部としても総合的な調査研究を行う。

(3) 調査研究の報告

防災関係機関は、調査研究結果をまとめたときは、防災本部に報告するものとする。

(4) 将来特別防災区域に指定される地区に係る事前調査

石油コンビナート等災害防止法第2条第2号により将来特別防災区域に指定される地区がある場合、防災本部は、関係機関の協力を得て事前に防災上の各種調査研究を行い、防災行政の推進を図るものとする。

## 第2節 防災資機材の整備計画

### 第1 基本方針

防災関係機関及び特定事業者は、災害を未然に防止し、災害が発生した場合にその災害の拡大を防止するため、その所掌する事務又は業務に必要な防災資機材を備蓄し、整備し、点検しなければならない。

防災資機材としては、消防車、放水砲、消火剤等が考えられるが、これら資機材の整備にあたり、防災関係機関及び特定事業者はそれぞれ調整をはかりながら備蓄、整備するよう万全の努力をするものとする。

### 第2 七尾港三室地区の防災資機材の備蓄整備計画

(1) 主な防災資機材の規格

区 分		規 格
普通消防車		省令第16条第1項 規格放水圧力0.85メガパスカル 2,000L/min
放 水 銃 等	3,000L 砲	筒先基部圧力 1.0メガパスカル 3,000L/min 以上 " 1.0メガパスカル 2,000L/min 以上
	2,000L 砲	
	可搬式放水銃	

(2) 自衛防災組織の備蓄整備計画

第1種事業所 ENEOS グローブガスターミナル株式会社 七尾ガスターミナル

自衛防災組織	種 別	法定	その他	計
	普通消防自動車	1		1
	可搬式放水銃	1		1
	耐熱服	1	0	1
	空気呼吸器又は酸素呼吸器	1	5	6
	防災要員	5	13	18

### 第3節 防災教育及び防災訓練計画

七尾港三室地区特別防災区域における災害の防止と災害発生時の応急対策が、円滑に行われるよう次に定めるところにより防災教育と訓練を行うものとする。

#### 第1 防 災 教 育

L P ガス等の貯蔵又は取扱い上の不注意が、大災害を引き起す原因となることも考えられるので、取扱者等に対する教育を次により徹底させ万全を期するものとする。

##### (1) 実施機関と教育内容

- ア 中部近畿産業保安監督部
  - L P ガス関係の保安教育
- イ 石川労働局
  - 関係企業従業員の安全衛生教育
- ウ 七尾海上保安部
  - L P ガス積載船舶に対する安全教育
- エ 県危機対策課
  - L P ガス関係の保安教育
- オ 七尾市及び消防本部
  - L P ガス関係団体及び自衛防災組織に対する保安教育
  - 地域住民に対する避難計画等の作成
- カ 特定事業者
  - 従業員等に対する保安教育

##### (2) 教育の実施方法

L P ガスを取扱う事業所の従業者等に対し、L P ガスの性質並びにその取扱い方法について、毎年1回以上講習会又は研修会を開催し、徹底した保安教育を行うとともに、資格者養成のための講習を種類別に随時実施する。

また、L P ガスを取り扱う特定事業所における部外作業員に対しても、L P ガスの性質、火気取り扱い及び災害時の応急措置等について、徹底した保安教育等を行うものとする。

## 第2 防災訓練

災害が発生した場合、防災活動を迅速、かつ、的確に実施するため、防災関係機関、特定事業者及び地域住民は相互に協力して、現実に即した訓練を行わなければならない。

### (1) 訓練の種類

実動訓練又は図上訓練

### (2) 訓練種目

ア 緊急通信訓練

イ 避難救助訓練

ウ 資機材調達訓練

エ タンクローリー等の火災防ぎょ訓練

### (3) 訓練の区分

ア 単独訓練

防災関係機関及び特定事業者は、個別に少なくとも毎年1回以上、その主管する業務に関連した訓練種目を選定して実施する。

イ 総合訓練

防災関係機関及び特定事業者は、合同してあらかじめ想定した災害に基づき、訓練種目を選定して実施する。

なお、総合訓練は原則として防災本部が主催して行う。

## 第4節 陸上災害予防計画

七尾港三室地区特別防災区域に係るLPガスの陸上災害予防計画は、次のとおりとする。

### 第1 災害予防の基本的事項

#### (1) 予防査察等監督指導の強化

防災関係機関は、それぞれ法令の定めるところにより、特定事業所内への立入検査を的確に実施するとともに、予防保全の監督指導を行うものとする。

##### ア 中部近畿産業保安監督部

LPガス施設の保安管理の点検指導を行い、保安対策の監督指導を徹底する。

##### イ 石川労働局

労働災害防止について監督指導を行う。

##### ウ 県消防保安課

LPガス製造所又は消費場所の設備、保安体制について監督指導を行う。

##### エ 消防機関

石油コンビナート等災害防止法に基づき、特定事業者の施設に定期又は臨時に立入り、その施設の検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導し、又は必要な指示勧告を行う。

また、特定事業者に対しては、法令の定めるところにより、下記の命令を行う。

(ア) 災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、期間を定めて、自衛防災計画又は共同防災計画の変更を命ずること。

(イ) 特定事業者の防災業務の適正な運営を確保するため、特に必要があると認めるとき、必要な限度において、当該特定事業者に対し、期間を定めて、防災業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。

(ウ) 上記の命令に違反した特定事業者に対し、期間を定めて、特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずること。

#### (2) 特定事業者の自主管理の徹底と保安体制の強化

特定事業者は、それぞれ所有し、管理し、又は占有するLPガス施設が保安法令に定める基準に常に適合するよう位置、構造及び設備並びに貯蔵、取り扱いについて管理点検するものとする。

点検にあたっては、その点検項目及び点検方法等をあらかじめ具体的に定め、定期及び臨時に自主点検を励行し、その徹底を期する。

また、特定事業者は、自衛防災計画を作成し、自衛防災組織の確立及び消防資機材の整備等保安体制の強化に努めるものとする。

なお、特定事業所の管理者は、従業員及び部外作業員に対し、火気使用器具、点火器具等の持ち込み及び溶接等の火気使用並びに機械器具の使用について十分な管理を行うものとする。

ア 特定事業者は、その選任した防災管理者等に対し、特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、防災業務に関する能力の向上に資する研修の機会を与えるよう努める。

イ 特定事業者は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間ごとに、下記の防災業務の実施の状況について消防機関に報告しなければならない。

(ア) 自衛防災組織

- a 特定防災施設等の設置及び維持管理に関すること
- b 防災要員の配置並びに防災資機材等の備え付け及び維持管理に関すること
- c 防災管理者（第一種事業所にあつては、副防災管理者を含む。）に対する研修の受講に関すること
- d 防災管理者（第一種事業所にあつては、副防災管理者を含む。）の選任の届出に関すること
- e a から d までに掲げるもののほか、防災規程に基づく特定防災施設等の点検並びに防災要員に対する教育及び訓練、異常現象の通報等の実施の状況に関すること

(3) 安全管理運動の実施

LPガスの安全管理に関する意識の高揚及びLPガス施設の適正な維持管理の徹底を期するため、防災関係機関及び特定事業者は、共同して一定期間を定め、LPガスの安全管理に関する啓発指導、防災対策、予防規程等の検討、LPガス施設の自主点検及び立入検査その他災害の未然防止についての安全管理運動を実施する。

(4) LPガスの安全輸送の確保

輸送機関は、安全輸送について次のような対策を講ずる。

- ア LPガス輸送車両の運転の安全確保
- イ LPガス積載方法の安全確保
- ウ LPガス荷役の安全確保

## 第2 LPガス施設の安全対策

LPガス施設に対する安全対策については、保安法令の技術上の基準に適合するように設置し、維持管理するほか、特に次に掲げる事項について配慮するものとする。

(1) 位 置

LPガス施設を設置する場合は、災害の発生を考慮し、その被害の拡大を防止するため民家等との距離を十分とるものとする。

(2) 構 造

ア 貯槽の基礎

不完全な基礎は、不等沈下の原因となり、その結果、貯槽の変形、底板の裂傷、装置類又は付属配管等の損傷を招くことになるので十分な維持管理に努めること。

#### イ 貯槽の構造

LPガス貯槽が地震等により火災となった場合、消火鎮圧が困難となるので、貯槽の弁、配管、水抜管、保冷装置、電気設備及び避雷設備等あらゆる点で十分維持管理に努めること。

#### (3) 消火設備

消火設備は、消防関係法令に定められているが、特に、危険性を考慮し十分な設備とする。又、消防用水を十分確保し、消火栓、用水池を適正配置するとともに、常時使用できるように維持管理に努めること。

#### (4) 電気設備

電気設備は、消防関係法令に定める安全基準を遵守し、故障又は停電の場合の予備電源を確保する。

#### (5) 警報設備

LPガス施設は、出火防止とともに延焼拡大防止体制を確立することが最も重要なことであり、従って内部の異常事態を早期に把握するために必要な自動警報装置及び事故発生の早期発見を目的としたガス検知器等の設置を法令の基準にとられることなく必要箇所に設置する。

#### (6) 波浪、高潮等による破損防止

LPガス施設で特に海岸部分に設置する場合には、波浪又は高潮等により破損を生じないように、位置、配置、設備等について十分配慮するものとする。

#### (7) 腐食の防止

LPガスの設備その他の施設には、腐食を防止するための措置を講ずること。特に地下又は海底に設置する配管等には、外面腐食を防止するための措置を講ずるものとする。

また、海岸地区では、特に塩害を防止するための塗装等の措置を施すよう十分配慮すること。

### 第3 LPガス関係災害予防対策

#### (1) 破裂に対する予防対策

##### ア 安全装置の確実性

装置内における異常反応等により許容圧力以上に圧力が上昇した場合に、直ちに許容圧力以下に戻させる安全弁等の安全装置を設置し、確実に作動するよう常に管理するとともに、必要な個所に圧力計を設ける。

##### イ 冷却装置の設置

貯槽内の温度上昇を防止するため、冷却の散水装置を設け、付近の火災等による危険を防止する。

##### ウ 腐食の防止

装置（配管を含む）の腐食は、強度を弱め、破裂の原因になるので、腐食を防止するため、塗装等の措置を講じ、肉厚測定等により、腐食の状況を監視する。

## (2) 漏洩ガスの検知

### ア 安全装置

貯槽の液出入の配管には、貯槽から 10m 以上離れた位置で操作できる緊急遮断弁を設け、受払い時におけるガス大量噴出を防止する。又、安全弁にはガスを装置外の安全な場所に放出できる放出管を設ける。

### イ 漏洩ガスの検知

L P ガスの爆発事故では、装置（配管を含む）外に漏洩したガスに引火爆発する例が非常に多いので、漏洩を検知し、かつ、警告するための設備を設ける。また、頻繁なパトロールによる早期発見が必要であるので、監視体制を確立する。

### ウ 換 気

可燃性ガス装置は、できるだけ通風のよい場所に設置し、ガスの漏洩の場合でも滞留しないような構造とする。

## (3) 運搬に対する予防対策

### ア 積載方法

(ア) 容器に液化ガスを充填するときは、内容積の 90% を超えて充填しない。

(イ) 容器のバルブ、液面計、その他の付属品が突出したものには、固定式プロテクター又はキャップその他の損傷防止の措置を施すとともに、転倒、転落しないような措置をする。

### イ 輸送方法

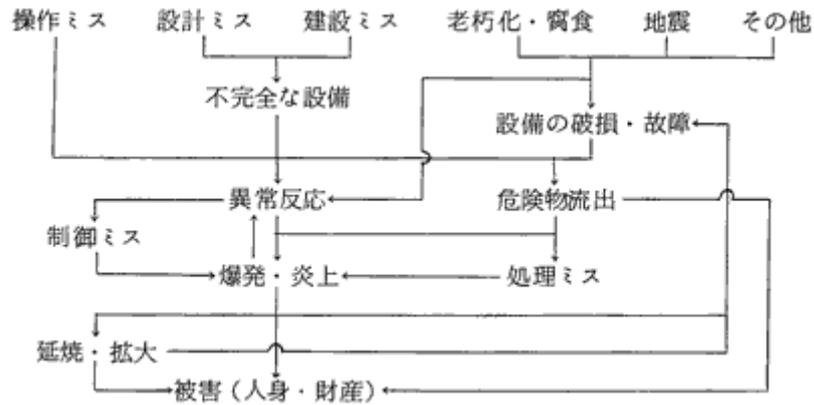
容器等は、温度が常に 40℃ 以下に保たれるように措置し、車輛には警戒標を掲げるとともに、粉末消火器を積載する。

法で規定する数量以上の L P ガスを移動する場合には、L P ガス移動監視者を同乗させ、法で規定する数量未満の L P ガスを移動する場合は、移動中の災害防止に必要な事項を記載した書面を運転者が携帯する。

## 第4 災害メカニズムに対する予防計画

### (1) コンビナート災害のメカニズム

コンビナート災害のメカニズムは複雑であるが、概略すると下図のようになる。



### (2) 予防対策

災害メカニズムのうち、爆発・炎上及びLPガス漏洩という災害事象以前の流れに対処するのが災害予防対策である。

#### 【災害予防対策】

- ・ 操業開始前の防災対策  
(例：設計ミスや建設ミスを防ぐ対策)
- ・ 操業中の安全管理対策  
(例：操作ミス等を防ぐ対策)

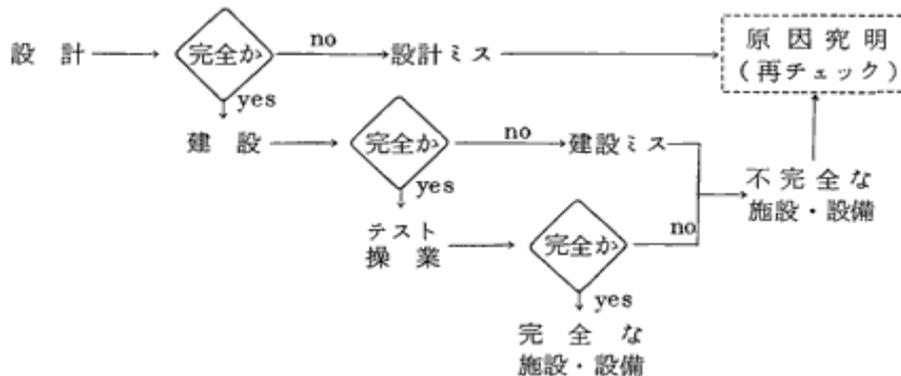
#### ア 操業開始前の防災対策

操業開始前の防災対策は、災害メカニズムの中の設計ミスあるいは建設ミスに起因する不完全施設・設備を防止するための対策である。

このための災害メカニズムの因果系列を切断する方法として次の三つがある。

- (ア) 設計の完全化
- (イ) 建設の完全化
- (ウ) テスト操業による安全の確認とチェック

## 〔作業開始前の防災対策〕



### イ 作業中の安全管理対策

作業中の安全管理対策は、操作ミス等を防ぐための対策である。作業中の安全管理対策としては、次の二つの予防対策がある。

#### (ア) 設備面での予防対策

- ・ 設備の能力の範囲内でゆとりを持って稼働させること。
- ・ 老朽化等による設備の保安機能低下を防止すること。
- ・ 地震等の外的要因に対する抵抗力を備えること。
- ・ 設備が破損・故障した場合でも、これがLPガスの漏洩の原因とならないようにすること。
- ・ 防災施設の整備を図ること。

#### (イ) 人の面での予防対策

コンビナート災害の直接の原因には、従業員や作業員の操作ミスが多くある。これは、急速な技術革新に従業員の保安知識がとて追いつけないことや、計測装置からのブザー等の警報に慣れてしまい、これを無視して運転を続けたため等の理由による。こうした人的なミスを防止するためには、従業員等に対する保安教育や防災訓練、人員配置の適正化等による人的な保安管理システムの充実を図ること。

#### (ウ) 立入検査等による予防対策

コンビナート災害を防止するため、国、県、警察及び消防機関等は連絡を密にして、特定事業所への立入検査を実施し、各機関が法令に基づく適切な維持管理をさせ、十分な監督指導を行う。

## 第7章 災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害発生を防ぎよ及び災害の拡大を防止することを目的とする。

### 第1節 災害応急対策基本的分担計画

七尾港三室地区特別防災区域における災害応急対策は、防災本部及び現地防災本部が総合調整を図りながら、本部長（現地本部長）の総括の下に防災関係機関及び特定事業者等が一体となって実施するものとする。

#### 第1 陸上災害防ぎよ対策の分担

##### （1）指 揮

陸上災害の防ぎよ対策活動の現場指揮は、管轄の消防長が総括的指揮にあたる。

##### （2）災害防ぎよ現場指揮本部の開設

消防機関は、災害現場に近い場所に災害防ぎよ現場指揮本部を開設したときは、防災本部及び現地防災本部と密接な連絡のもとに、災害防ぎよの総合的、効果的な対策を推進する。

##### （3）消防機関の出動

緊急事態発生のお知らせを受けた消防機関は、直ちに出勤可能なすべての消防用資機材及び隊員を整備し、消火活動等を実施する。特に大規模災害になるおそれがあるときは、次の措置を行って災害防ぎよ活動の適正を期する。

ア 署員の非常招集を行い、所要の防ぎよ部隊を現地に派遣し、防ぎよ活動にあたる。

イ 必要により現場指揮本部を設置し、全般的な指揮にあたる。

ウ 防災関係機関との連絡協調にあたる。

エ 罹災者、住民の避難誘導並びに負傷者の救護

オ 特定事業所の自衛防災組織を指揮し、消火及び被害の拡大防ぎよにあたる。

カ 防災管理者から、必要な事項について、情報収集を行う。

キ 必要に応じ、他の消防機関等に応援要請する。

ク 特に必要がある場合は、七尾市を經由し、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

##### （4）消防団

消防長又は消防署長の指揮下に入り、消火活動等を行うものとするが、主として、特定事業所周辺における延焼防止並びに住民の避難誘導等の措置にあたる。

## 第2節 避難対策計画

七尾港三室地区特別防災区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、特に必要があると認めるときは、避難所を開設し、住民の生命、身体及び財産を保護するものとする。

### 第1 避難所の選定等

#### (1) 避難所の選定と住民への周知

七尾市長は、避難に必要な施設等をあらかじめ調査し、地域住民に周知しておくものとする。

また、避難所を設置する場合は、災害の規模、気象状況等を考慮して安全な場所を選定しなければならない。

#### (2) 避難の指示の方法

七尾市長は、避難を指示する場合、特に次の事項を考慮するものとする。

ア 避難場所及び避難経路を明示すること。

イ 避難のための誘導員を配置すること。

ウ 警鐘、放送、広報車、口頭伝達等により、避難指示の徹底を図ること。

### 第2 避難の指示等

#### (1) 七尾市の措置

ア 七尾市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体を保護するため、特に必要があると認めるときは、避難の指示をするものとする。

この場合において、自ら指示ができないときは、消防機関、警察本部に避難の指示を要請するものとする。

イ 避難の指示を行い、又は消防機関、警察本部から避難の指示を行った旨の連絡を受けたときは、速やかに防災本部長（危機対策課）に対して避難の場所人員等を報告しなければならない。

#### (2) 消防機関の措置

ア 消防機関は、七尾市長が避難指示のいとまがないと認められるとき、または七尾市長から要請があったときは、避難の指示をするものとする。

イ 緊急の必要がある場合、地域住民に対して避難の広報をするものとする。

ウ 避難を指示した場合、遅滞なく、七尾市長に対して、避難の理由、避難の場所及び人員等を報告するものとする。

#### (3) 警察本部の措置

ア 警察官は、七尾市長が避難指示のいとまがないと認めるとき、又は七尾市長から要請があったときは、避難の指示をし、遅滞なく避難場所及び人員等を七尾市長に通知するものとする。

イ 住民等の避難路を確保し、交通整理、誘導にあたるものとする。

ウ 住民等が避難し、空屋等となった区域の警ら、警戒活動を強化し、治安の維持に努めるものとする。

### 第3節 警戒区域の設定計画

七尾港三室地区特別防災区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒区域を設定し、災害予防対策及び災害応急対策のための諸施策を確保するものとする。

#### 第1 七尾市の措置

七尾市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者の立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又はその区域から退去を命ずるものとする。

この場合において、自らその措置をとることができないときは、警察本部又は海上保安部に要請するものとする。

#### 第2 消防機関の措置

消防機関は、人命又は財産の保護、災害の発生防止又は消防活動の確保を図るため、必要に応じて、「火災警戒区域」又は「消防警戒区域」を設定し、その区域内における火気の使用の禁止、応急対策に従事する者以外の者の退去、出入りの禁止又は制限をするものとする。

この場合において、自らその措置をとることができないときは、警察本部に要請するものとする。

#### 第3 警察本部の措置

警察本部は、七尾市長又は消防機関が自らその措置をとることができないとき、またはこれらの者から要請があったときは、これらの者が行う職権を行うものとする。

## 第4節 交通規制計画

七尾港三室地区特別防災区域での災害の状況に応じて、公安委員会、警察本部は、災害応急対策活動及び災害復旧活動の円滑な推進及び一般交通の安全確保のため交通規制を実施するものとする。

### 第1 実施機関

区 分	実施機関	範 囲
公安委員会	公安委員会	1 災害時において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるとき。 (災害対策基本法第76条)
	警察署長	2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められるとき。(道路交通法第4条、第5条)
	警察官	3 道路の損壊、火災の発生その他交通に危険が生ずるおそれがあるとき。(道路交通法第6条第4項)

### 第2 緊急通行確保の規制

災害発生時において、その応急対策等を実施するための人員、物資の緊急輸送を確保するために必要があると認めるときは、関係機関と連絡してその緊急通行確保に必要な道路区間等を指定し、当該応急対策等を行う車両以外の車両の通行を禁止または制限する措置をとる。

### 第3 交通規制の標識等

道路の通行の禁止または制限の措置を講じた場合は、法令の定めに基づき規制種別等を表示した標識を設置する。

ただし、緊急を要する場合で、規定の標識を設置することが困難なときは、必要に応じ、警察官が現地において指導する等の措置を講じるものとする。

### 第4 広 報

道路交通の規制の措置を講じた場合、標示板の掲示または報道機関を通じ、交通関係事業者、一般通行者等に対し、広報するとともに、適当な迂回路を設定し、一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

## 第5 緊急通行車両証明及び標章

### (1) 緊急通行車両

#### ア 緊急通行車両

(ア) 災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策に従事する者又は同対策に必要とされる物資の緊急輸送を行う車両

(イ) 道路交通法第 39 条第 1 項に定める緊急自動車

#### イ 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認める車両

### (2) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は災害対策基本法施行令第 33 条に基づき車両の使用者の申出（緊急通行車両確認申出書）により、知事又は公安委員会が行う。

この場合、規制現場の警察官が緊急通行車両であることを容易に判断することができるための措置として、災害対策基本法施行令第 33 条において、緊急通行車両に対しては、知事又は公安委員会が法定の標章及び確認証明書を交付することとなるものである。

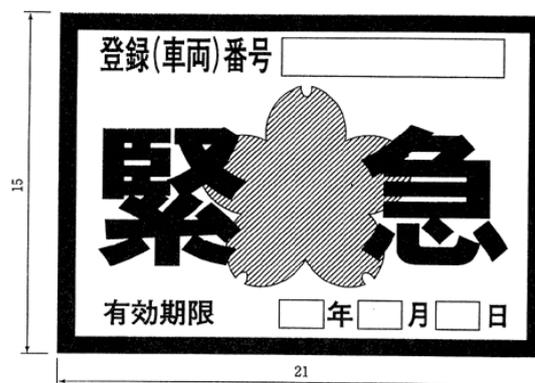
標章及び確認証明書は下記様式のとおりである。

#### 様式

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
知 事 印 公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の 使用者	住所	( ) 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

#### 様式



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 第5節 救出、医療救護対策計画

被災者の救出・医療救護については、防災関係機関及び特定事業者は相互に協力し、迅速かつ的確に実施するものとする。

### 第1 救出対策

#### (1) 災害発生事業所の措置

- ア 自衛防災組織、その他の要員により、被災従業員等を救出すること。
- イ 消防機関の救急隊到着後は、相互に連携を保ち、その指揮を受けて救出にあたること。

#### (2) 消防機関の措置

警察本部と緊密なる連携のもとに災害発生企業を指揮して、被災者を救出し、医療機関へ搬送すること。

#### (3) 警察本部の措置

消防機関と連携し、被災者を救出すること。

### 第2 医療救護対策

#### (1) 七尾市の措置

- ア 災害の規模、状況に応じ、仮設救護所を設置すること。
- イ 七尾市所管の医療機関により医療班を編成し、医療救護にあたること。
- ウ 必要に応じ、県に対して医療班の応援要請をすること。

#### (2) 県の措置

七尾市の要請により、県内の医療機関等によりDMAT又は医療班を編成し、医療救護にあたること。

#### (3) 日本赤十字社石川県支部の措置

- ア 救護班を災害現場に派遣し、救護所を開設して医療救護にあたること。
- イ 傷病者を医療機関に搬送すること。

#### (4) 県医師会の措置

県の要請に応じ、災害現場に出動し、又は医療機関において医療救護にあたること。

## 第6節 陸上災害応急対策計画

LPガスの火災、爆発、漏洩等が発生した場合における防災関係機関及び特定事業者のとりべき、基本的事項は次のとおりとする。

### 第1 火災(爆発)等に関する防ぎょ対策

#### (1) 災害発生事業所の措置

- ア 操業中止等必要な措置を講ずること。
- イ 事業所構内へ異常事態発生の警報を発令すること。
- ウ 防災関係機関へ通報すること。
- エ 自衛防災組織による初期消火等の活動をする事。
- オ 消防機関の消防隊に対して爆発性、引火性物品の所在、施設の配置及び災害の態様を報告し、誘導すること。
- カ 消防機関の消防隊の実施する消防活動に協力すること。
- キ タンクローリー等によるLPガスの移動中に事故が発生した場合は、次の措置を講ずること。
  - (ア) LPガスの漏洩があった場合は、その箇所の確認及び修理
  - (イ) LPガスの漏洩箇所の修理ができなかった場合
    - a 状況に応じ、安全な場所に移動
    - b 付近の火気の管理
    - c 着火したときは、容器破裂等の危険のない場合は消火し、漏洩ガスが再着火しないよう措置
    - d 付近の人に対する退避及び通行人に対する交通しや断の指示
    - e 援助を依頼する相手に対する連絡
    - f 状況に応じ安全な場所へ退避

#### (2) 消防機関の火災防ぎょ措置

##### ア LPガス施設の災害対策

LPガス施設からガス漏洩し、又はガス火災が発生した場合は、次により措置する。

- (ア) 速やかにガス漏洩の停止措置を講ずる。
- (イ) ガス検知器により警戒区域を設定し、火気の使用を厳禁する。
- (ウ) ガス火災は、状況に応じた適切な消火等の措置を講ずる。
- (エ) LPガス貯槽が輻射熱等により加熱されるおそれがある場合は、固定散水装置及び消防車等により冷却する。

##### イ 車輛火災等

- (ア) タンクローリー等からの漏油は、乾燥砂、土のう等により拡散防止措置を講ずる。
- (イ) タンクローリー等の火災は、粉末又は泡放射により消火する。

(ウ) 火災が発生したタンクローリー等は、必要に応じ延焼のおそれのない場所に移動する。

(3) 警察本部の措置

七尾市や消防機関と協力して次の事項を実施するものとする。

- ア 避難の指示、誘導をすること。
- イ 警戒区域を設定し警戒すること。
- ウ 交通規制の実施をすること。

(4) 海上保安部の措置

必要に応じ海上から、陸上火災の鎮圧、災害拡大防止にあたるものとする。

## 第2 ガスの漏洩等に関する対策

LPガスが大量に漏洩した場合、短時間に広範な地域に被害の及ぶことが予想されるので、第1に掲げるもののほか、特に次の措置を講ずるものとする。

(1) 災害発生事業所の措置

- ア タンクローリーやボンベへの充填作業等を中止して、ガス検知等により漏洩個所を確認すること。
- イ 直ちに火気、自動車等の使用を禁止するとともに、電気設備等点火源となるものについては適切な措置を講ずること。

(2) 消防機関の措置

- ア ガス等の性状、立地条件、気象状況等に応じて火災警戒区域を設定し、住民の避難誘導を行うこと。
- イ 特定事業所と協力して、LPガスの検知を行うこと。

(3) 警察本部の措置

七尾市や消防機関と協力して次の事項を実施するものとする。

- ア 避難の指示、誘導をすること。
- イ 警戒区域を設定し警戒すること。
- ウ 交通規制の実施をすること。

## 第3 陸上災害防ぎょ対策上の留意事項

七尾港三室地区特別防災区域におけるLPガスの防ぎょ対策について、第1、第2の事項の外、次の点に留意する必要がある。

(1) 共通事項

- ア 人命の安全対策を講ずることを第1とする。
- イ 付近住民への避難勧告は、風下の住民に特に配慮し、早めに、広範囲に行う。
- ウ 避難させるときは「火気を消すこと」を広報する。

エ LPガスは空気より重い（ガス比重1.5）ため、低い所や吹き留りなどに滞留することに留意する必要がある。

オ 警戒範囲を定め火気を制限する。

カ ガス検知器を活用する。

キ 風上または風横側から接近する。

ク 拡声器、無線、靴の鉋による引火に注意する。

ケ 隊員はできるだけ被服を水にぬらして行動させる。

コ 隊員に滞電アースを図らせる。

## (2) 燃えているときの防ぎよ

ア 延焼防止として、未燃容器の冷却と安全地帯への搬出を考える。

イ 設備してある消火設備の活用を図る。

ウ LPガス容器が飛散する危険のある時も避難勧告を行う。

この場合、防ぎよは放水銃、放水砲などで遠くから強力放水をはかるとともに隊員の安全を遮へい物（コンクリート塀、場合によってはポンプ車等）により確保する。

エ LPガスそのものは消火せず、延焼防止に最重点をおく。

オ 容器、配管などのバルブ、元栓を止めることを考える。

カ 容器に入っているものは、容器の冷却（容器を転倒させないこと）未燃容器の安全地帯への搬出を図る。

キ 下水管、溝などへ漏洩ガスが流入してとんでもないところで、時間的にも相当遅れて発火、爆発し二次、三次の災害を起すことがあり、マンホールの鉄蓋などが飛ばされることもある。

ク ガスが減ってくると（タンクや容器に入っているとき圧力が低くなるから）火焰が短くなるから適当な時期に思い切って消火する。

（ア）消火には強力噴霧が有効である。

（イ）火焰が消えても放水を継続して、火炎が噴出していた付近を十分冷却するとともに、引き続き出てくる未燃ガスの拡散を図る。

（ウ）できれば放水している間に、中のガスを炭酸（CO<sub>2</sub>）、窒素ガス（N<sub>2</sub>）などの不燃性ガスと置換してしまえば安全である。（0℃とすれば1kgにつきCO<sub>2</sub>はおおよそ大気圧では500L、N<sub>2</sub>は800Lのガスになる。）

## (3) 燃えていないときの防ぎよ

ア ガス漏れのみの場合、まず「避難」させる。

イ 爆発するものとして処置する。

ウ 付近の火気を禁止する。

エ 漏洩範囲の極限防止を図る。（事業所敷地外への漏洩防止を重点とする。手段としてはバルブ閉止等がある）

- オ 引火すれば爆発することを前提に行動する。
- カ 装置、配管などのときはバルブ、元栓を止める。
- キ 室内なら開口部を開いて換気を図る。
- ク 強力噴霧でもある程度ガスの拡散を図ることができる。(爆発時にも噴霧の中にいれば火傷を防止することができることがある。)
- ケ 付近の火気はすべて禁止する。
- コ 引火爆発しても即応できる放水態勢を十分整えておく。
- サ 付近住民へ火気を消して避難することを広報する。

## 第7節 複合災害応急対策計画

七尾港三室地区特別防災区域における複合災害の発生については、基本的には陸上災害応急対策計画により実施する。特に地震や津波の場合事業所等がとるべき、基本的事項は次のとおりとする。

### 第1 地震に関する防ぎよ対策

地震の発生は、LPガスの漏洩や火災（爆発）と典型的な複合災害の発生につながる危険性が高い。しかも、地震の被害は広域にわたるため、地震の規模や市街地等の火災発生状況等の条件によって異なるが、消防機関等の主力が市街地等の消火活動や救護活動等のために投入されることから特別防災区域での防ぎよ体制が初期の段階では手薄になることが考えられる。

こうしたことを考慮のうえ、特定事業所は、消防隊の到着までを含め、災害発生 of 拡大防止に万全を期さなければならない。

#### (1) 火災の防止

地震によって発生する火災による人的、物的災害を防止するため従業員は、次の事項を守るものとする。

ア 地震によって建屋が毀損・倒壊し、又は物の落下・散逸等があり火災が発生するおそれがあるときは、地震動が止んだ後、点火源（ヒーター、ストーブ、小型電気機器、灰皿等）となるものについては、防火上の措置（スイッチを切る、ストーブを消す、灰皿に水を入れる等）を行うこと。

イ 火気使用工事を行っている者は、作業を中止し、地震動が止んだ後直ちに、電源を切りポンペのバルブを閉めるとともに点火源となるものを消すこと。また、工事現場の安全点検（特に油類、ガス等の漏洩、流出等）を行って防火に当ること。

ウ タンクローリー充てん作業、船積作業、ポンペの充填作業およびその他の荷役作業は直ちに中止し、地震動が止んだら、各貯槽ならびに積荷用配管等のバルブを確実に閉めること。（地震動によって、貯槽、パイプ等よりLPガスが漏洩することがあった場合は、あわてず地震動が止んだ後、上記のバルブ閉止作業を行うとともに、ポンプ等の電源を切る外その他の点火源となるもの、例えば運行中の車輛、喫煙、ヒーターの使用、工事のための小型電気機器に対し防火措置を行うこと。）

#### (2) 地震によるLPガスの漏洩に関する点検と報告

地震による災害のうち最も重大なことは、火災、特に爆発の発生である。従って地震が発生したときは、貯槽、配管、バルブ等からのLPガスの漏洩について点検し、異常の有無を防災管理者に報告するものとする。

#### (3) 地震によるLPガスの漏洩と非常体制の確立

地震によって、貯槽、配管、バルブ等よりLPガスが漏洩した場合は、何よりも着火によって重大な火災となることを防止することが必要である。そのための非常体制は次のとおりとする。

ア LPガスの漏洩を発見した者は、直ちに防火措置に当たるとともに防災管理者に報告する。防災管理者は消防隊の出動要請を行う。

イ 防災管理者は、防災上重要なLPガスの漏洩があった場合は、直ちに全従業員を召集するものとする。

ウ 自衛防災組織は防災管理者の指示によって、全力を挙げて防火措置に当るものとする。

エ 自衛防災組織は、次の措置を速やかに行うこと。

(ア) 漏洩LPガス（防爆ファン等による）の拡散措置

(イ) 消火器材の集積

(ウ) 構内車両通行の禁止

(4) 地震によって火災が発生した場合の非常措置

地震の発生に伴い、貯槽、配管、バルブ等からLPガスが漏洩し、火災が発生した場合は、第9節の防災組織の活動計画中の災害応急対策によるものとする。

## 第2 津波に関する防ぎょ対策

地震の直接の影響がない場合でも日本海の海底地震の場合津波の発生が考えられる。津波の場合、気象台の津波警報の発表と津波の来襲の間に時間的に若干余裕が考えられるので、この間に迅速に応急対策を実施し、被害の軽減と拡大防止に万全を期さなければならない。

(1) 荷揚げ作業の緊急停止措置

タンカーとの荷役作業中に津波警報が発表されたときは、荷揚げ作業を緊急停止し、配管、貯槽等の各部門の緊急バルブを締め、万一、津波により配管が破損しても、LPガスの漏洩を最少限に防止するための措置を実施する。また、タンカーは作業を中止し、バースから離岸しなければならない。

(2) タンカーの緊急港外避難措置

入港中のタンカー及び作業中のタンカーは、海上保安部や港湾管理者の指導を受けた場合はもちろん、自主的に緊急に港外へ避難するものとする。

但し、津波の規模が小さい場合等は港内に警戒体制を敷いて待機するものとする。

## 第8節 自衛隊災害派遣要請計画

七尾港三室地区特別防災区域に係る自衛隊の災害派遣要請は、本計画の定めるところによるものとする。

### 第1 災害派遣の要請

(1) 災害派遣の要請者

自衛隊法第83条の規定に基づく災害派遣は、石川県知事がこれを行うものとする。

(2) 災害派遣の要請先

石川県知事は、防災本部からの要求がなされ、人命又は財産の保護のため必要があると認めるときは、下記の区分により、派遣を要請するものとする。

ア 陸上自衛隊－第14普通科連隊長

イ 海上自衛隊－舞鶴地方総監

ウ 航空自衛隊－第6航空団司令

災害の状況によって、他の自衛隊の支援が必要になった場合においても、改めて当該自衛隊に派遣要請を行う必要はない。（当初要請した自衛隊から当該自衛隊に対し、協力依頼がなされ所要の救援活動が実施される。）

(3) 災害派遣要請事項

上記の要請にあたって、次の事項を明らかにして行うものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数

エ 派遣を希望する区域及び活動内容

オ その他参考となるべき事項

## 第2 活動の内容

災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。

(1) 被害状況の把握

知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって偵察を行って被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。

(4) 通信支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障を来さない限度において、部外通信を支援する。

(5) 人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

## 第9節 自衛防災組織の活動計画

七尾港三室地区特別防災区域内の特定事業所は、法令の定めにより、自衛防災組織を設置し、必要な防災資機材等を備え付けることが義務付けられている。

こうした自衛防災組織が行うべき防災業務に関する事項については、各々防災規程の中に定めることとされているが、これらの防災組織が防災活動を円滑に実施するための活動基準の基本的事項は次のとおりとする。

### 第1 自衛防災組織の活動計画

#### (1) 防災管理者

##### ア 防災管理者

防災管理者は、防災規程の定めるところにより自衛防災組織を編成し、平常時における予防管理及び災害時における応急対策の実施等、自衛防災組織の業務を総括する。

##### イ 副防災管理者

第1種事業所においては、法令の定めるところにより副防災管理者を定め、防災管理者を補佐させるとともに、災害時等において防災管理者が不在の場合、防災管理者に替ってその職務を行わせるものとする。

#### (2) 自衛防災計画の作成

災害が発生した場合、被害の防止又は軽減を図るため、自衛防災組織が効果的かつ能率的に活動するため、特定事業所ごとに自衛防災計画を定めるものとする。

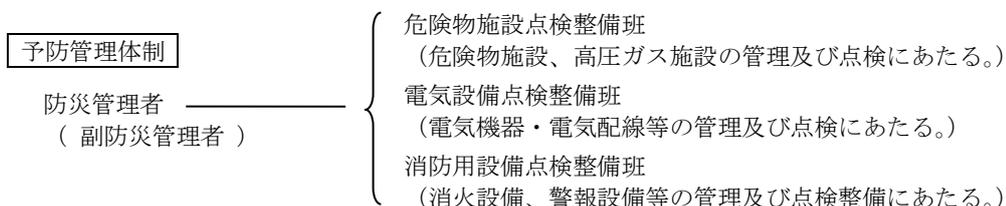
その基準は次のとおりである。

##### ア 自衛防災計画の内容

自衛防災計画は、予防計画、教育訓練計画及び応急対策計画に区分して作成する。

##### イ 予防計画

予防計画は、災害の発生及び拡大を防止するために自衛防災組織を中心に、事業所が平常時に行う予防活動に関する計画であり、その内容は、予防点検整備班を中心とする予防管理体制の編成とLPガス施設等の定期点検の実施である。



防災管理者は、年間の点検計画を作成し、点検を定期的に行い、その結果整備を要するものについては、早急に整備を実施しなければならない。

##### ウ 教育訓練計画

###### (ア) 防災教育

自衛防災組織が設置されても、従業員が自衛防災計画を理解し、防災に関する知識を有していなければその効果は期待できない。

したがって、予防計画や応急対策計画における各構成員の責任分野を明らかに理解させるとともに、その他防災に必要な知識を与える等の教育が必要であり、これは年間予定表を作成し、計画的に行うことが望ましい。

(イ) 防災訓練

防災訓練は、従業員等が災害時に敏速、沈着かつ能率的に身についた行動をするために欠くことのできないものである。訓練は、個別訓練と総合訓練に分けることができるが、それぞれ計画を立てて形式だけに終わらないよう実際に即し、繰り返して行うものとする。

エ 防災業務の定期報告

特定事業者は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間ごとに、下記の防災業務の実施の状況について消防機関に報告しなければならない。

(ア) 特定防災施設等の設置及び維持管理に関すること

(イ) 防災要員の配置並びに防災資機材等の備え付け及び維持管理に関すること

(ウ) 防災管理者（第一種事業所にあつては、副防災管理者を含む。）に対する研修の受講に関すること

(エ) 防災管理者（第一種事業所にあつては、副防災管理者を含む。）の選任の届出に関すること

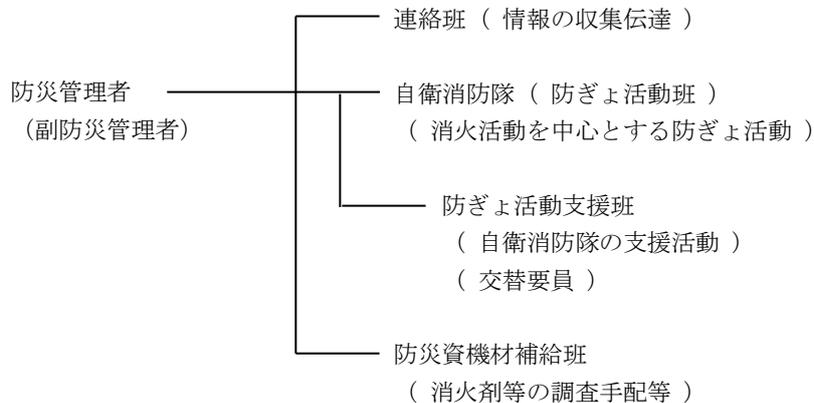
(オ) 上記に掲げるもののほか、防災規程に基づく特定防災施設等の点検並びに防災要員に対する教育及び訓練、異常現象の通報等の実施の状況に関すること

オ 応急対策計画

応急対策計画は災害が発生した場合に、自衛防災組織が行わなければならない対策の計画であり、その主な内容は次のとおりである。

(ア) 自衛防災組織の班編成

法令に定める自衛防災組織の中心は自衛消防隊であるが、その活動を助けるとともに、災害応急対策の円滑化のため、おおむね、次のような班を編成するものとする。



なお、防災管理者は、事前に班編成を定めておくものとする。

(イ) 情報の収集伝達

災害の状況を正確かつ迅速に把握し、伝達することは、災害による被害の防止又は軽減を図るために極めて重要なことである。

消防機関への通報方法、防災関係機関等からの情報の入手方法等について計画しておく必要がある。

a 災害発生現場から消防機関への通報

災害の発生を発見した者は、直ちに付近の者に連絡するとともに、消防機関に通報する。また、災害の発生を発見した者は、電話等により防災管理者へ連絡する。

b 防災管理者（副防災管理者）より事業所内への連絡

防災管理者は、被害状況を把握し、適切な判断を行い、自衛防災組織の出動等の指示を行う。こうした指示や連絡は、構内放送、サイレン等により行うほか、これらが使用不能の場合は伝令により行う。

(ウ) 出火防止及び初期消火

災害発生と同時に、関連施設への出火防止措置を行い、火災が発生した場合は、自衛消防隊が全力をあげて消火活動を実施する。この場合、次の事項に留意する。

a 災害の態様や発生施設によって異なるが、従業員が災害発生と同時に危険物施設等の出火防止措置を迅速かつ確実にに行えるよう平常時から訓練し、施設別の防災担当者を定めておくこと。また、タンクローリーについては引火性の危険や消火活動の支障になるので、必要に応じ安全地帯へ避難させる等の措置をする。

b 防災担当者が、何らかの事情で担当する危険物施設等の出火防止措置ができないときは、他の従業員等に出火防止措置を行うよう大声で協力を求める。

c 負傷者が発生した場合は、負傷者の救出を優先しなければならないが、初期消火の重要性を忘れたため、火災が拡大し、かえって被害を大きくすることがあるので、負傷者の救出と消火防ぎょ活動の責任分担を防災管理者が適切に指示することが必要である。

(エ) 消防機関等との関係

自衛防災組織は、消防機関等から災害の発生又は拡大の防止のための措置について指示を受けたときは、それに従うとともに一体となって防ぎょ活動を実施する。なお、消防機関等の指示は、原則として防災管理者を通して行うものとする。

## 第10節 防災資機材調達計画

災害応急対策の実施に際し、防災関係機関の有する防災資機材に不足を生ずる場合における、その調達及び輸送については、本計画の定めるところによるものとする。

なお、特定事業者は、石油コンビナート等災害防止法に定める防災資機材等を、災害応急措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、調達及び輸送方法について事前に計画しなければならない。

### 第1 調達方法

- (1) 県内の防災関係機関、並びに関係企業等（卸売販売店を含む）から調達する。
- (2) 県内での調達不足の場合は、防災本部を通じ他県の備蓄資機材を調達する。

### 第2 輸送方法

調達資機材の緊急輸送は、原則として応援を求められた機関の所有する車両等により輸送する。

なお、災害時の防災資機材等の緊急調達輸送にあたって、パトロールカーの先導を必要とする場合は、防災本部が調整し、警察本部に要請するものとする。

### 第3 費用負担

防災資機材の調達及び輸送に要した費用は原則として原因者負担とする。

その費用の求償は、第7章第3節中の「防除活動等に伴う費用の求償」に準ずるものとする。

## 第8章 災害復旧計画

七尾港三室地区特別防災区域内の災害及び当該区域外の災害であっても密接な関係のある災害により、被災した施設や船舶等の除去及び再発災害発生を防止するための公共施設の災害復旧計画、並びに損害賠償や事故調査委員会の設置を含めた災害復旧計画をたて、その実施を図るものとする。

### 第1節 被災施設、船舶等の除去計画

関係行政機関は、災害により被災した施設や船舶等について、特別防災区域内の事業活動等や、港湾機能に支障を与えないよう、除去の実施について責任を有する者に対し、応急措置を講ずるとともに、早急に除去するよう指導するものとする。

また、実施責任者は、除去計画を作成し迅速に実施しなければならない。

#### 第1 実施責任者

- (1) 被災施設の所有者又は管理者
- (2) 被災船舶の船主又は荷主
- (3) その他法令により除去について責任を有する者

#### 第2 除去計画の作成

- (1) 陸上での被災施設等の除去については、行政機関の事故調査後、実施責任者において除去計画を作成して実施しなければならない。  
実施責任者は、除去計画を作成したときは、防災本部に提出しなければならない。  
但し、軽易な事故による被災施設については適宜除去するものとする。
- (2) 被災船舶の除去については、実施責任者は海上保安部の指導を受けて防除計画を作成して実施しなければならない。  
また、実施責任者は、被災船舶の除去にあたって港湾管理者の意見を尊重しなければならない。
- (3) 流出油災害に伴う海岸等の汚染清掃については、その被害の状況に応じて実施責任者が汚染清掃計画を作成して実施しなければならない。

#### 第3 除去及び処分の方法

- (1) 被災施設等の除去に伴う廃棄物については、実施責任者において処分する。
- (2) 被災船舶の除去については、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく船舶の緊急処分等の場合を除き、海洋汚染や漁業被害等を防止するための万全の措置を講じた後処分する。
- (3) 流出油による海岸等の汚染清掃については、海岸等の洗浄作業内容や作業員の手配等に万全を期すほか、気象状況等を勘案しながら、清掃作業を実施し、漂着油の回収を行い、回収後の油の処分については、二次公害の発生を防止する対策を講じて実施する。

## 第2節 公共施設の災害復旧計画

災害により被災した特別防災区域内及び隣接の公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後に、災害復旧事業の実施責任者において、各施設の原形復旧にあわせて再災害の発生防止のため必要な事業計画をすみやかに樹立し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

### 第1 実施責任者

- (1) 北陸地方整備局（金沢港湾・空港整備事務所）
- (2) 港湾管理者
- (3) 石川県、七尾市
- (4) その他法令により災害復旧の実施について責任を有する者

### 第2 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- (1) 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
- (3) 砂防設備災害復旧事業計画
- (4) 道路公共土木災害復旧事業計画
- (5) その他の災害復旧事業計画

### 第3 復旧事業の方針

特別防災区域内及び隣接の公共施設の災害復旧については、実施責任者が復旧事業計画をすみやかに作成し、その実施にあたっては、関係機関と十分連絡調整し、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

## 第3節 損害賠償対策

特別防災区域に係る災害による人的、物的被害に対する賠償や防除活動等に伴う費用の求償については、法令の定めるところによるほか、その対策については、本計画の定めるところによるものとする。

### 第1 被害補償対策班の設置

防災本部の中に被害補償全般の調整及び対策の円滑化のため、本部長が必要と認めたときは被害補償対策班を設置するものとする。

被害補償対策班の組織及び運営については、その都度定める。

### 第2 個人被害に係る損害賠償

災害による個人の各々の人的、物的被害の補償については、原則として加害者と被害者の当事者に委ねるものとし、防災本部（被害補償対策班）は側面的にその交渉を助けるものとする。

### 第3 漁業被害に係る損害賠償

流出油災害による漁業被害に係る損害賠償については、防災本部（被害補償対策班）が県漁協や地元県漁協支所と協議しながら交渉が円滑にすすむように調整するものとする。

### 第4 その他の被害に係る損害賠償

その他の被害に係る損害賠償については、その実態に応じ防災本部で調整等をするものとする。

### 第5 防除活動等に伴う費用の求償

防災関係機関が実施した防除活動等に伴う費用の求償については、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に準じた方法により、原因者に対し、防災本部が一括又は個々の機関が請求するものとする。

## 第4節 事故調査委員会

七尾港三室地区特別防災区域に係る災害の発生の調査については、関係行政機関によるもののほか、必要に応じて防災本部の中に事故調査委員会を設けるものとする。

### 第1 事故調査委員会の設置

- (1) 事故調査委員会の設置は、本部長が会議に諮って決定するものとする。
- (2) 事故調査委員会は、本部員、幹事及び専門員の中から本部長が指名する者で構成する。  
なお、委員長には防災本部事務局長を充てる。

### 第2 事故調査委員会の任務

委員会は次の事項を処理する。

- (1) 災害の対策や事故の技術的解明の調査
- (2) 関係行政機関による事故調査結果の報告の検討
- (3) 事故等の再発防止対策の検討
- (4) 環境影響調査
- (5) その他本部長から命ぜられた事項

### 第3 国の事故調査への協力

国が事故調査を実施する場合には、事故調査委員会は協力するものとする。

### 第4 事故調査委員会の報告

委員会は、事故調査等の結果については、報告書を作成し防災本部に提出しなければならない。  
なお、防災本部は報告書を公表するものとする。